

第六十三回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第十九号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 伊藤惣助丸君

阿部 文男君

加藤 陽三君

辻 寛一君

堀田 政孝君

石橋 政嗣君

横路 孝弘君

門司 亮君

出席國務大臣

運輸 大臣 橋本登美三郎君

國務 大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

防衛庁長官官房 長 島田 豊君

防衛庁防衛局長 安戸 基男君

防衛庁人事教育 局長 内海 倫君

防衛庁衛生局長 浜田 彪君

防衛庁経理局長 田代 一正君

防衛庁装備局長 蒲谷 友芳君

防衛庁参事官 江藤 淳雄君

防衛施設庁長官 山上 信重君

防衛施設庁総務 部長 鍾江 士郎君

防衛施設庁施設 部長 鶴崎 敏君

運輸大臣官房長 鈴木 珊吉君

運輸省自動車局 長 黒住 忠行君

委員外の出席者
運輸省航空局長 手塚 良成君
内閣委員会調査 室長 茨木 純一君

委員の異動

四月二十四日

辞任

受田 新吉君

同日

辞任

門司 亮君

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

門司 亮君

受田 新吉君

同日

補欠選任

門司 亮君

受田 新吉君

同日

補欠選任

門司 亮君

受田 新吉君

同日

補欠選任

門司 亮君

受田 新吉君

同日

補欠選任

門司 亮君

受田 新吉君

同日

補欠選任

門司 亮君

本日の会議に付した案件
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)
運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

○天野委員長 これより会議を開きます。
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 長官も御存じのように、昨日総理とわれわれとの議論の中で、国の安全、平和、防衛にかかわるたいへん重要な問題が出てきたように思います。私は日本の安全と平和にかかわる問題は中国との間の安定した関係というものが確立をしなければならぬ、こういうふうな考えをおる者の一人でございます。ただきのう総理は、たいへんむしろファナティックで、何と云いますか、悪いことばで言えば少し独善的な発言が多かったようにも思います。私がおそれますのは、総理の

きのうのようなたいへん高い姿勢で、そういうものを前提にして、これからの防衛政策あるいは日本の安全の問題というものが追求をされるということであれば、かえって危険なものを感じるわけでありまして。長官はかねて防衛の問題について、あるいは外交が優先をする、あるいはまた外交や経済との調和の中でこれからの防衛というものは位置づけられなければならない、こういう御発言もあつたと思います。そこでお伺いしたいわけでありまして、中国との関係、昨日たまたま中国の脅威ということ総理は言われました。したがって、中国との関係がこのままではたしてよろしいのか、つまり外交抜きで、それから二十五年間にわたる全くの断絶ということを前提にして防衛の問題を進めていく、はたしてこれでよろしいのかという心配がわれわれにはあるわけでありまして。したがって、長官のこの辺についてのお考え方を伺っておきたいと思ひます。閣僚として、あるいはまた政治家として、むしろ積極的な御発言をひとつお願いしたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 中国との関係は日本の外交上非常に重要な部分をなすものと考えます。中華民国政府との間には国際法上の条約を締結して国交がございまして、大陸の中国とはいまだにそういう関係もなく、外交的に見れば不正常的な関係にあります。日本の将来の運命を考えると、いさますと、やはり中国民全体との平和回復、国交の正常化、そういうことが望ましい。それがまたアジアの安定と世界の平和に通ずるものだろうと思ひます。私は、中国は一つであると思ひますし、台湾と大陸との関係は中国人同士がきめていただくべき問題である、そのように心得ます。いずれにせよ、ともかく日本と中国の運命というものは、世界の平和、アジアの安定のためにも非常に重

要な要素をなすもので、われわれ日本人側としても、中国の取り扱ひについては非常に細心かつ周到でなければならぬと心得ます。また中国の民族性、中国の置かれてある国際環境等をよく知悉した上で、適切な措置がなされていかなければならないと思ひます。そういう中に立って、私らが特に日本人の欠点として反省しなければならぬと思ひますことは、中国の民族はやはり非常に長時間に、歴史的にもものを把握していく。そしてものを処するところの場合に二十年、三十年の長期間を一つの単位ぐらゐに考えてものを処しているという、ゆうゆうたる大民族であるということ。それからやはり東洋道徳に育つてきた世界の優秀民族の一つでありますから、人間の信義関係というものを非常に大事にする。これは北京であらうが台北であらうがかわらない。人間の信義というものを非常に大事にする国柄であります。そういうことをよく注意して、ややもすればわれわれ日本民族がそういう経験的なスケールの大きさを忘れて、また短時間的にものを考えるというくせにとらわれて、目先のことで右往左往すべきではない。やはり腹を据えて、ゆうゆうたる揚子江の流れのような気持ちに日本人もなつて、そして長期にわたつて忍耐強くたゆまず努力して事態を改善していくという心がまえが必要である。かつ日本側としては中国側のいうことを、それは北京であらうが台北であらうがよく聞いて、そしてよくかみ分けて、その中に妥当な判断を日本独自でつくっていく必要がある、そういうふうな考えます。今度古井さん、松村先生、藤山先生、御苦労いただいて帰つてきていろいろ御発言なすつていますけれども、あの人たちの発言の内容といふものは、よくかみしめて、政治をする場合の素材としてこれは考えていかなければならない、私は政治家としてそのように考えております。

○木原委員 中国の特性、それからまた特に中国は一つである、そして台湾の問題は内政の問題として考えていくべきだ、こういう考え方には私も非常に賛成です。ただ中国との問題がこういう形であらためてクローズアップされてまいりましたこの際、もう一ぺんさかのぼって考えなくちゃならぬことは、やはりわれわれの中に、防衛の問題とかかわりがあるわけであり、御承知のように、昨日も、台湾の蔣介石政府との間に講和を結んだ選択は誤りではなかった、総理はそうおっしゃいました。しかし、そのことはそのこととしたしまして、そのことによってわれわれはすでにそれ以来二十年、大陸との間には断絶状態が続いているわけです。そうしますと安保条約そのものが、これは言うまでもありませんけれども、日本の安全ということ以外に世界の冷戦の中から生まれ、あるいはまたいまでは、端的に言って、アメリカの中国封じ込めないしはアメリカのアジア政策の一環として安保条約が結ばれておる。そのことによって必然に中国との関係における日本の位置づけが行なわれておる。こういう姿になっておると思うのです。ですから中国との現在の困難さの問題は、すべてとは言いませんけれども、安保条約という問題にかなり大きな問題がある。言ってみれば日本とアメリカとの関係は、裏返しで言えば日本と中国との関係である、こういう形になっておるように思います。そうなりますと、中国との関係を長官の言われるように長い時間をかけて考えていく場合に、どうしてもやはり安保とかかわりを抜きにして日本が、それこそ自主的に、自由な立場で中国の問題に取り組む余地というものは少ないのではないかと、こういうふうなわれわれの問題を考えたわけであり、その点について長官の御意見を伺いたいと思えますけれども、一体安保の問題における中国の問題をどのようにお考えでございましょうか。

○中曾根国務大臣 まずこの間の覚え書き貿易の共同コミュニケの中で、私は閣僚の一人といたし

まして、誤解があったことは非常に残念だと思っております。それは、一つは日本が軍国主義であるというふうな断定され、あるいはその危険があると強く指摘しているということ。そういう事実が絶対ない。私たちはその点に非常に強く戒心しておる。特に先ほど申し上げましたように、また前にこの国会でも申し上げましたように、私としては、中国との間に、軍備拡張の悪循環が起ることのないように十分戒心していきたいと思っておりますというのを申し上げておるわけです。その範囲内における自主防衛ということをもっぱら心がけておるわけであり、冒頭に申し上げましたように、日本と中国との関係というものが、日中両方の運命にとっても世界の運命にとっても、非常に重大であると考えますがゆえに、私は、そういう発言をし、慎重に考えておるわけであり

もう一つは、沖縄問題で本土の沖縄化、沖縄返還はベトナムであるというふうな意味のことを言われておりますけれども、これも誤解である。日本全国民は沖縄の復帰を歓迎し、沖縄の復帰のためにとられた政府の措置を、この間の選挙で見ましても、圧倒的に支持しておるのであります。ベトナムであると考えておる日本人はほとんどない、そう考えるのです。そういう意味において、日本国民を代表している政府の一員として、その二つの点は誤解であると私はいわざるを得ないので。

それから安保条約の問題につきましては、これは前に中国の政府の要人の方が日本の政治家に対して、安保条約はあってもいいんだ、それは主権の範囲内でやることである、そう言われておるのを私は記憶しております。現に、中国自体がソ連との間に中ソ友好同盟条約というものを締結しておいて、そしてその第一条には日本が名ざされて、通俗用語でいえば仮想敵国みたいな扱いを受けているような記憶が私にはあります。そういうように、それは中国がおやりになることでござい

ますから、われわれが別にとにかく言う筋ではございせん。それは主権の範囲内でおやりになることでございせん。それと同じように、日本が主権の範囲内で日本の存立のために外国と提携するという自由もまたあると思うのです。ただ、その場合に提携のしかたが外国に脅威を与えたり、侵略の可能性を秘めるということはいけません。そのために安保条約におきましても、国連憲章の精神及び条章に従ってやるということが大黒柱になっておるわけであり、またこの間の佐藤・ニクソン共同声明も同じ精神で貫かれておるのです。そのことはわれわれ銘記してもらいたいと思うし、われわれはそれを誠実に守っていこうと思っておりますわけでございます。

そういう意味からして、安保条約があるから国交ができないのであるから、安保条約を廃棄しなければならぬと成り立たないというところに私たちはくみするわけにはいきません。日本には日本の運命を自分でできる権利が国際的にもあるものであります。そういう民族存立の基本に關する部分については、政府はその正当な権利を擁護していかねければならぬ、そう思います。したがって、日本が自存していくためにアメリカと提携し、安保条約を締結しておることは当然の権利であって、その運用を正しく行なっていくべきである。安保条約に書かれておりますようにこれは防衛とそれから平和のために行なう。そういう趣旨を貫いて行なっていくべきは、他国からとやかく言われる筋のものではない。私は一般的に防衛の問題とか、安全保障の問題とかいふものは、常に外国との関係で、非常に国際的影響も大きいことでござい

ますから、できるだけ節度ももって、外国に誤解を与えないように細心に注意深くやっていかねければならぬ、そういうふうに考えております。

○木原委員 安保があるから、中国との問題がた

とえばパイプが通じにくい、こういうふうには私も考えません。また長官もおっしゃる通りに、確かに中国のほうでも安保があってもやっていたいのではないかと、こういう話は以前にあったことも承知をいたしております。ただ問題は、アメリカと日本との関係の中で安保条約によってわれわれ縛られ過ぎておるのじゃないか。そのことがわれわれの具体的な、中国に対するあるいはアジアの分裂諸国家に対するフリーハンドを縛っているのではないかと、その辺に私どもやはり国の平和、安全を求める行動が制限されるのではないかと、こういう考えをわれわれは持つわけなんです。したがって、長官が入閣をされる前、安保を解消する時期の問題、方法の問題等について御発言があったと思えますけれども、私はやはりこの安保というものがわれわれを縛っている。そのことが中国との関係においてたいへんに停滯を生ぜしめておる大きな原因になっておるのではないかと、こういうふうにお考えのわけですが、その辺についての御見解はどうですか。

○中曾根国務大臣 私は防衛庁長官就任以来、安保条約があるがゆえに日本が拘束を感じておるか、アメリカから制肘を受けておるというふうなことを感じたことは実感として一回もございせん。おそらく社会党の皆さんや国民の一部には、アメリカからとやかく言われて事実上の圧力を受けたたりしてゐるんじゃないかと想像されていらっしゃる方がおると思いますが、私は実際長官に就任していろいろなことをやってみて、そういうことを感じたことは一ぺんもない。むしろ私自身は、一個の日本人として、日本の運命を守り、日本の政治家として責任を果たしたいと思つて、好きかってなことを、日本人として言つたりやつたり、またこれからはよろうとしておるのであります。むしろはらはらしているのはアメリカのほうじゃないかと私は思います。それで正しいと思う。そういう意味でフリーハンドを失っているというのことはないので。ただわれわれは、やはりいまの憲法を守り、そして自由と民主と平和というものを中心にした政治体制をもって、最大限の自由を国民に保障していこうとするものでありますから、それと同じような方向を意図している自由世界のアメリカというものと提携していく。そ

○木原委員 この点はたまたま、軍国主義の問題ではありませんけれども、例のアメリカ下院の調査団の報告を新聞で見ますと、同じような心配をしているわけです。長官がそうおっしゃるのならば、これは多少アメリカの下院向けにも重ねて御発言をいただきたいと思うのですが、あのアメリカの下院の人たちの調査報告なるものは、将来の問題として、日本の経済力の発展に応じた武力が

日本に持たれる。しかもこれから自衛隊が守ろうとしておる海域はさらに長く伸びるであらうとか、あるいは憲法という歯どめがあるけれども、しかしこれは非常に弾力的に運営されているのだとか、そういうことが一つの根拠になって日本に軍国主義の懸念ありと、これは東側ではなくて、西側から吹いてきた風なんです。私もかなり不当な報告だと思ふのですけれども、アメリカ向けに、ひとつその辺についての御発言をこの際お願いしたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 別にアメリカ向けに言う必要はないので、事実が事実として明らかにしておく必要があるから申し上げたいと思ふのですが、新聞で読んだ範囲内においては、あの報告は認識不足もはなはだしい。調査不十分の報告である。それは英文の正文を読んでもないといふものはよくわかりません。ですから、新聞で読んだ範囲内においてはと私申し上げるけれども、認識不十分の、調査不十分の報告である。もう少しよく日本をお調べ願いたい、こういうふうに希望いたします。

○木原委員 ただ長官、この段階で北京であいり共同声明が出た。さらには北京の周恩来首相は、これに先立って平壤におもむいて朝鮮との間にも、日本の軍国主義に対して非常に鋭い警告を発するといふ共同声明のようなものを出している。調査不十分かどうかはわかりませんが、たまたま期せずして、アメリカのほうからも軍国主義といふ一つのことが吹いてきた。誤解であり、曲解であり、調査不十分だ、われわれはそう判断をするわけでは、しかしながら日本を取り巻く、いづれも関係の深い国々の中から期せずして軍国主義といふあらしが吹いてくる、ことが押し寄せてきた。誤解であり、曲解であり、調査不十分であつても、やはりこの事実は事実として、そういう声が上がつておることは、やはり政治的に大きいと思ふのです。

そこで、お伺いをしたいわけですが、軍国主義、これはなかなかはっきりしない概念ですけれども、いままでの総理の御発言によりまして、日本には平和憲法があるのだ、あるいは文官優位のシビリアンコントロールも確立しているのだ、軍国主義になる心配はないのだ、こういう御発言があつたと思ふのです。たまたまは確かにそうなんです。しかしながら、憲法についてはこれはもう確かに弾力的な運営が行なわれてきたとわれわれは判断をいたしております。それからまた、文官優位の問題についても、残念ながらまだ日本にはこういう伝統が薄いものですから、確立をしておつてほしいと思ふけれども、決して十分なものではない。こういうふうな考えを私は持つわけでは、

そこで軍国主義といふのは、私の考えでは、やはり軍事力が、あるいは軍事が政治を動かして、く、そういう関係が一つあると思ふ。それからまた、他の諸施策の中で軍事優先の政策がとられる、こういうようなことは、外から見れば、言うまでもありませんけれども、やはり近接する諸外国はそのことによつて軍事的な脅威を感じる。こんなような問題があるかと思ふのです。

たまたま日本の経済はたいへんに伸長をいたしております、相次いで資本が諸外国に輸出をされていく、進出をしていく。こういう経済的な進出も、あります。このことと合わせ重なつて、日本が持つ軍事力の伸びというのに対して、おそろしくこれは名前をあげました国々だけではなくて、東南アジア諸国の中でも、経済進出の次に日本の軍事力の進出が続いてやってくるのじゃないかといふ心配をしておる国々もやはりあると思ふのです。そういう事実を、われわれは軍国主義ではないのだと、幾ら国内でわれわれがそう言つてみましても、そういう心配がある以上は、特に防衛の担当者として、その辺についてのきちんとしたけじめなり態度なりをお示しになる必要があるのではないかと、こういうふうにお考えのわけですが、その辺についての軍国主義についての長官の御見解なり、あるいは歯どめはこれだといふものをひとつお示しを願いたいと思ふ。

○中曾根国務大臣 アメリカや中国からきている軍国主義とかそういういろいろな考え方は、むしろ予防的、警告的に騒がしくやっているのではないかと。しかしなぜそういうものが出てきているかといふことを考えてみると、これはわれわれも注意しなければいかぬので、日本は経済力がものすごい勢いで伸びてきている、そしてその上に日本民族といふものは非常に優秀である、そういう近代科学技術を駆使して経済力がこれだけ伸びてきて、一億という大きな人口を持ち、しかも単一民族で日本語という単一言語しかないという、きわめて結束力の強い、ふだんは議会でけんかしていても、いざ「よど号」があぶないとなると、社会党の方まですぐ京城へ飛んでいくのださうという、ある場合には日本一家になりますからね。やはり民族の結束性といふものがこの経済力と結びつく、また何をやるかもしね。それがまた一たん軍事に転化したら、またたく間にやられてしまふぞという不安、危惧を与えていると思ふのです。つまり経済的成長と日本民族の優秀性と同一質性といふようなことですね。だからこれは外国人の立場になつてみましたら、なるほどそういうふうに変つたらおかしいぞと思ふのはあたりまえでしょう。そこは日本人として私は考えなければならぬところだと思ふのです。そういう意味で、中国にせよアメリカにせよ、そういう声が出ているといふことは、われわれは一つの資料としてよく検討すべき要素があると思ふ。しかし、じゃ現実には軍国主義があるか、いま先生のおっしゃいましたように、文民統制といふものがないのか、軍人がいばつてやっておるのかといへば、厳然として国会が、つまり国権の最高機関である国民の代表である国会に責任を負う文民が、政治家が軍事を掌握してやっておるのであつて、軍人どもがいばつてものをやっていると、いふやうな日本ではないです。これはもう先生、御存じのとおりです。あえてお願いすれば、画竜点睛を欠いておるのは、国会に防衛常任委員会がないということとです。これは文民統制上きわめて遺憾な事態であつて、外国からいわれればそれが指摘されるのじゃないか。外国の普通の例から見るとさう言われるでしょう。それから、政策で軍事が優先かといわれれば、日本の軍事費といふものはGNPの〇・八%程度であつて、外国を見ると米ソ中あたりが一〇%、あるいはその前後にありまふ。あるいはドイツやイギリスが七%から八%台にありまふ。日本はわずかに〇・八%で、一%にも達していない。GNPだけを問題にするわけにまいりませんけれども、そうでもあるし、私自体が自主防衛五原則を申し上げて、こういう方針でやりたいと申し上げておる。その中ではいまいちのうな点と非常に戒心をして、ほかの国策とのバランスとか、あるいは日本の経済的な成長や国民生活の安定を平時において阻害してはならないと思つておる、そういうことも積極的に申し上げてあるのです。そういう点を見れば軍事が優先しているとは毛頭思わぬ。

私、きのう、スイスの副大統領の昼さん会に出まして、スイスの人たちが話合つてみましたけれども、あのスイスなんかは、予算の面から見ても、あるいは動員体制から見ても、民族総武装の体制をとつております。副大統領は何か陸軍の少佐だと言つておりました。大使も何かキャプテンだと言つたから大尉なんですよ。そういうように、スイスのような平和な中立の国でもこれだけの軍備を持つておるといふ事実を見ますと、日本がいかに現在には平和国家であるかといふことがわかつていただけと思ふのです。ただしその潜在力は持つておる。その潜在力がいつ転化するかわからぬといふ危惧を外国に与えておる。その危惧を与えないように歯どめをしつかりするといふこと、それから政治がしつかりと握つておるといふこと、これが非常に大事であつて、日本くらい文民統制がしつかり確立されている国はないと思つておるくらいであります。

○木原委員 私も後段はたいへん賛成なんです。ただ従来の経過から見ますと、戦後はいよいよから出発をしたわけですが、日本の自衛隊

の伸びというものはめざましいものがある。これはパイパイゲームみたいなもので、この勢いで経済の伸びに乗って軍勢力が伸びていく。しかもわれわれは過去を持っているわけだ。それだけに長官おっしゃる通りに、よほど文民の掌握力があるいは歯どめ、こういうものがしっかりしてなくちゃならぬというわけだが、しかし具体的には歯どめといえ、これは憲法であり、あるいはまたおっしゃいましたようにシビリアンコントロールの機能の強化、こういうことにもなると思いますし、あるいはまた国民の理解、合意の上に立つた軍勢力の掌握、こういうことになって、こようかと思ひます。残念ながらその点については、憲法の解釈にしましても、御承知のようにこの点についてはわれわれと政府との間にいまだに見解の一致しない面がある、こういう事実があるわけだ。そしてその背景の中には軍勢力がともかく経済の伸びにつれてたいへん成長を続けておる。これから先とこまで伸びていくのだ、こういう問題があるわけです。国会の中でも、日本の自衛力の限界というものはいまだどこに置くのだ、こういうことが問題になりました。しかしそのつどはつきりしません。論議をかわしては政府のほうはお逃げになる。それからまた、これはあとも問題にしたいと思ひますけれども、想定をしていけば、日本の自衛力はもう際限なく伸びていく要素というものを絶えずはらんでいくわけですね。いままでは日本の自衛隊は確かに総体的に力が脆弱で、ましてや政治の面にアプローチをするだけの要素は、ございませんでした。しかしながら、それ自体が強化されていくことになる、それを育てた立場を越えて転化していく、過去においてもそうであつた、そういう心配というものは絶えずあるもので、確かにそれだから政治あるいは文民のコントロールが強化される必要があるのだというのです。しかしそれにもかからず心配がある。そうなりますと、そういうことにならないような歯どめの具体的な措置として、一体これからさらに伸ばしていかうとする自衛力の限界を、長官として

はおおむね、やや長期的な御見解でもけっこうですけれども、どの辺に置こうとされるのですか、これはむずかしいでしょうが……。

○中曾根国務大臣 私は、防衛問題に関する歯どめで一番大事なのは国会にあると思ひます。それで非常に不幸なことですが、実際正直に申し上げると、何しろ民主政治というのは選挙の政治ですから、与党と野党が投票を中心にしての考えでいく、そうして防衛や外交について共同の基盤が欠け失っている。そうすると、片方は強調して重大性を認識させようと思ひ、もう一方は弱調して重大性を認識させようと思ひ、どうも右肩に力が入り過ぎる、片方は逆の面を言つてまた投票を得ようと思ひ、左の肩に力を入れ過ぎる。そういう意味で国が正常な自然体でなくなつていくんですね。正直に言つて、われわれは自民党ですが、社会党の人と立ち会い演説をするときには、やはり防衛が必要である、しっかりとなくちゃならぬと言つて實際問題として強調しますわね。力を入れますわね。それに力を入れ過ぎると、今度は社会党のほうは、あんなナンセンスなこととはないというふうなことで、また力を抜いて、タイヤの空気を少し出そうとしますわね。そういうふうな、実体から離れて投票のために回り回して、そして別のところで問題がぐるぐる回っていくという形ぐらゐ不幸なことではないですよ。だから政治家が国に責任を持つというならば、与党も野党も共通の地盤をつくり、共通の土台に立つて一緒になつて統制すべきものは統制する、それが正しい議會政治のあり方じゃないかと私は思ひます。しかし遺憾ながらいまの状態は、自民党と社会党、共産党の方々は百八十度の落差があつて、犬が東向き、尾は西向くというふうな形になつておる。これぐらゐ不幸な危険なことではないと私は思つてゐる。この事態をすみやかに解決して、そして大體国民が欲している基盤を両方で模索し合ひながら土俵をつくり合つて、その土俵の上で、少しの落差があるし政策の多少のニュアンスの違いはあるでしょうけれども、そういうところを国民の前へ見せ合つて、ともに建設的に規制をして

いくという、そういう基盤ができることが最重要なことだと私は思ひます。そういう政治家としてやるべき基本をやらないうで、兵器がどうだとか武器がどうだとかいうようなことは枝葉末節ですよ、私に言わしむれば。その点を私はまず強調したいのです。

それから第二に、兵器や武器について、大事なことはそれよりも戦略構想ですね。そういう日本防衛の固有の戦略構想、体系というもののついて話し合ひをして最大公約数をつくるということが非常に大事。つまり運用の問題があるわけですから、この運用についてやはり国会の中で話し合ひえる大きな土俵をつくりながら共同して規制すべきものは規制していく。その次に兵器や何かが實際は出てくるのじゃないですか、順序から言ひましたら、兵器につきましても、憲法を順守して攻撃の脅威を与えるようなものは持たないというところでありまますから、これも両方ででき得べくんば話し合ひをしていくべきである。この限度はどうだろ、この限度はどうだろとかお互ひが話し合つて進める段階が来れば、こんなことではないと思ひます。そういう点について私も反省いたしますが、野党の諸君もぜひお考え願ひたい、そう思ひます。

○木原委員 これは共同の土俵をつくるということについては、われわれも必ずしも異論があるわけではありませぬ。確かにそれとおりのです。ただ共通の基盤については私も、長官も口にいいたしましたけれども、憲法というものがあつて、憲法の解釈の幅がどういふことになつておるわけですね。私は、どうも憲法のワクをはずれてものを言つてゐるのではないかと、むしろこの憲法のワクを一番右のほうへはずそうとすると、どうも与党の皆さん、あるいは政府のほうも動いてきた、こういうことだと思ひます。しかしおっしゃるやうに選挙もからむ、いろんなこともありますから、確かに表向きは幅が広過ぎたと思ひます。あるいはまた必要以上の対立、対決の関係を繰り返して

きたかと思ひます。しかしながら共通の基盤がないわけではないと思ひます。それを探つていくというところについてはわれわれも決してやぶさかではございませぬ。ただここの問題は、私どもとすれば、まあ私も非武装中立というやうなことを言ひ、そんなことを言つてゐるから社会党は票が減つたのだという御批判も含めまして、やはりそういう主張が、ある意味では今日なお軍国主義に進んでいくのをセーブしてきたという、現実的な政治的な機能もあつたと思ひます。ですからこれはもう少し広い視野で言へば、日本人はやはり八百長をやつてゐるんじゃないかと外国人が見るやうな側面もあるんじゃないかと思ひます。ですから私も抽象的に非武装中立ということをやつてはございませぬ。これはやはりひとつかみ合う土俵を見つけて、確かに長官の言ひやうにあり得べき理想の姿を共同してつくり上げていく、こういうことについてはお約束ができると思ひます。そういう前提でなければ国会でどうやうて話ができないうわけですから、これは長官のおことばでございませぬけれども、私ももうそういう努力をいたしておるわけでございますから、御理解をいただいておきたいと思ひます。

そこで、たまたま長官のいまのおことばの中に、戦略構想というおことばがありました。私もそうだと思ひます。兵器の体系を論じ兵器の選択を論ずる前に、日本の防衛の問題についての戦略構想という問題が考えられなければならないと思ひます。たまたまそういうことにつきまして、昨日私は総理に一言御質問しました。中国からの脅威という問題があるわけですね。これも先ほどのおことばのように共同声明の中の文言としてだけの問題ではないと思ひます。従来、御承知のように仮想敵国はつくらない、何を相手に防衛庁は自衛隊を強化しているのだ、こういう問題がしばしば国会の中でも問題になりました。そのつど仮想敵国はつくらない、われわれには仮想敵国はないのだ。こういうことで、われわれから見れば問題がたいへんやむやみにされてきたと

思うのです。しかしながら中国は脅威である、こういうことを佐藤・ジョンソン会談の中である意味では確認をされ、それを受けて昨日総理も、あらためて中国の脅威ということについて若干お触れになりました。私も、やはり脅威の存するところは脅威の存するところとして確認をしたというところは、これは従来の防衛問題についての国会の論争の中で、やはり一步の前進じゃないかと私は思うのです。必ずしもそのことによってわれわれは中国に対して敵視をする、あるいは中国を仮想敵国視するというのではなくて、防衛庁が目ざそうとしている日本の防衛が、一つの何といひますか、問題点が出た、こういうふうにかえるわけです。ですからこの問題を大事にして、長官のおっしゃる自衛隊が存在をしておる、志向をしておる戦略問題というものが考えられていき、解明をされていく一つの手がかりになるのではないかと、こういうふうに考えるわけです。

そこでむずかしいこともわかりませんけれども、中国の脅威という問題について、私は長官の御見解を承っておきたいと思うのです。御承知のように、総理は昨日、中国は核兵器を持っていた。しかも国際的なつき合いがない。そのことがわれわれにとって脅威だ、ここまでおっしゃったわけですね。そうしますと、中国との関係の中で、防衛上われわれが脅威だと考えなければならぬ点は、おおよそその辺のことだと解釈してよろしいでしょうか。

○中曾根国務大臣 中国の脅威ということばは、前の共同声明にはありませんでしたけれども、この間の佐藤・ニクソン共同声明から除かれていて、そして中国が建設的、協力的になることを期待するといふようなことばに変わってきておる。これはアメリカの首脳部と日本の首脳部の事態に対する認識が少しづつ変化をして、そしてそれが意見として合致してきているのではないかと私は想像いたします。このことはいいことであると思えます。それで私は、仮想敵国というものは実際はほんとうに持っている。これは憲法のたてまえからい

当然のことである上に、政治のたてまえからいたしましても、日本の永遠の平和と繁栄を考へてみますと、そういうものは持たねばうが非常に賢明な行為である。そういう意味で日本の政府が仮想敵国を持たないでやってきているということはずっと続けていくべきである、そう思います。

脅威とは何だ、そういう形になりますと、これは直接的な間接侵略の危険性が意思と能力で結びついて組織的に発生する場合に、脅威というものはあると思う。意思があっても能力がないという場合に、これは潜在的脅威でしょう。あるいは能力があっても意思がないという場合も、これも潜在性を持つ。両方が結びついた場合に顕在性が出てくる、そういうふうに私は考えます。

それで中国の問題につきましても、そういう顕在的な脅威はない、そう私考えます。総理も、いま言われたようなことは潜在的なことをおっしゃっているのではないかと、そう思います。

○木原委員 脅威について、総理の御発言ですと、脅威は存在する、こうおっしゃったわけですが、長官は、これは潜在的なものとして受けとめたい、こういう御発言で、これは総理よりだいたい御冷静のようになされたわけですが、しかしそれにもかかわらず、いま直ちに国際情勢その他を考へてみて、長官おっしゃるよう直接的な侵略の危険というものはないであらう。しかしながら間接的な侵略というものは危険性がある。何か反戦青年委員会がどうのこうのといふことまでいふのはおっしゃったわけですが、たいていへんむずかしい問題で、こういう場では発言がしにくいわけですが、しかしながら中国に脅威が存在する、脅威がある、あるいはまた間接侵略の可能性がある、こういう発言がきのうあった。それでこだわらなければ、あるいはまた、実際に間接侵略の可能性というものは、長官のおことばをふえんをして考えれば、それも潜在的なものとしてしか存在しない、間接侵略の差し迫った脅威というふうなものはないのか、こういうふうな状況判断をしてよろしいのですか。

○中曾根国務大臣 間接侵略というふうなものを考へてみますと、国内に暴動とか内乱とか騒擾を起こして、そしてそれが外国勢力と結びついて行なわれるという場合に、そういうものが出てくると思ひます。現在そういう情勢にあるかどうか、私はまだ断定できない。しかし、たとえばこの間の赤軍なんかは、おそらく北朝鮮も迷惑だったと思うのですけれども、人のいやがるどころへ無断で押しかけていて、革命の国際基地をつくるというふうなことを言っている連中もなきにしもあらずですね。そういうような情勢を見ると、そういう一部の学生もあって、がたがたしているというところは、危険性はあると考へていい。そういうぐらゐの考へ方に立つて、われわれ自身としては、いろいろな対策を講じていきたい、こう思ひます。

○木原委員 アメリカのレアード国防長官の最近の発言によりますと、中国は七三年ごろに核の運搬手段を、ICBM、大陸間弾道弾を完成する、こういう見通しについて触れているわけです。この中国の脅威の中には核兵器が存在をする、こういう前提があるわけだし、それに運搬手段がさらに加わってくる、つまり能力として、きわめて近い将来にそういうものを完備する、それについて、われわれは——長官のことばによりますと、脅威は意思と能力だ、こういうことですが、中国ではしばしば、たとえば核兵器については、われわれは初めに核兵器を使用することはあり得ない、こういうことを過去において声明をいたしておきます。したがって中国は、意思として、核兵器を使う、あるいは侵略の意思はない、こういうふうな判断をしてもよろしいのかどうかということ、しかも、それにもかかわらず、能力としてはたいへんに進み、近い将来に運搬手段を持つ、そういう形で進んでおる。このことについて、直接侵略の可能性の問題としてわれわれは脅威を感じなくてもよろしいのかどうか、御判断をひとつ承りたい。

○中曾根国務大臣 目下のところは、脅威を感じ

る必要はないと思ひます。

○木原委員 そうしますと、将来の問題として、一時アメリカでも中国のそういう核兵器体系の進展というのを予想をして、いわゆる迎撃ミサイルの網を張る、こういうような措置がとられるとかとれないとかいうことが問題になりました。日本の問題としては、中国が核兵器を持ち、運搬手段を完成していく過程の中でも、それに対抗して長期的に何かを考へていくという必要はない、こういうふうな判断をしてよろしいのですか。

○中曾根国務大臣 日本は何もアメリカのまねをする必要はないので、日本は日本としての固有の外交政策を持ち、隣人としての政策を持ち、日本の国民世論、日本の法制に従った独自の政策をやらべいいことで、アメリカのまねをしようななどとは毛頭考へません。

○木原委員 そうしますと、アメリカのまねではなくて、核には核をという、こういう考へ方に対抗する余地は将来にわたっても考へなくてよろしい、こう判断してよろしいのですか。

○中曾根国務大臣 それは世界政策としては、外国の核を外交戦略として抑止力に使うということは十分考へられるし、また世界平和を維持するためにやるべきだと私は思ひます。自分でもってそういうことをやるというふうな、ばかなことはやるべきでない、こう思ひます。

○木原委員 そうしますと、中国に脅威が存在するといふ昨日の総理の言明にもかかわらず、われわれとしては、中国との関係は、冒頭お話しもありましたように、やはり外交を通じて、政治を通じて安定をした関係をつくりあげていく、これが基本であつて、そして中国の脅威を、言ってみれば侵略の意図と能力——侵略の能力は持っているけれども、その意図を、われわれは脅威として受けとめなくてもよろしい、こういうふうな解釈をしてよろしいですね。

○中曾根国務大臣 けっこうです。
○木原委員 そうしますと、先ほど少し触れました間接侵略の問題。いまおっしゃいましたよう

に、一部の学生諸君がとつた行動をする、革命だといって毛沢東の写真を振り回す、こういう事態があるのは御案内のとおりです。しからば、あれが、すぐたといは自衛隊法の七十八条にいう外国勢力と結びついて一種の内乱を起こす、そういう基礎を持ち、あるいは条件を備えているといふふうには必ずしも考えませんし、兎に類することだ、こういうふうな考えているわけですが、間接侵略というもののについて、従来とも問題になったわけですけれども、実際に間接侵略というものについて一体どういふふうな考えているのか、そういう可能性があると考えるにたつていらしやるのです。

○中曾根国務大臣 現代の世界戦略体系の中から見ると、アジアの場合、非常にその可能性はある。しかし日本に具体的な及んでいるかという点、その点はまだよくわからない、疑問だと私は思います。

○木原委員 従来も長官の御発言にたしかあったかと思ひますけれども、直接侵略の心配はない、かりにそういう意図があつても、たとえば安保条約という、あるいは核の力という抑止力も働くのだ、したがって日本の自衛隊の主たる任務は、間接侵略に備えるのだ、こういう意味のお話もありましたし、間接侵略ということが、法律の条文としてではなくて、しばしば何か想定されているようにも思ふのですが、しかし、どう考えましても、間接侵略の可能性といふは、状況というものが私どもの頭の中ではつくれない。アジアの中でも、たとえばベトナムのような国あるいはまた開発途上の国で未開の分野が多いという国々ないしは特に分裂をした国々、民族が分断をされている国々、こういう中では、これは、おそらく日常ふだんに間接侵略といふような状況があると思ふんですね。しかしながら先ほど長官も触れられたように、いわば同質の、それからまた国内が開発し尽くされて、あるいは道路、交通、通信あるいは民衆、こういうものが発達している日本の国に、間接侵略というような形で、た

とえばそういう状況を生み出すものがほんとうにあり得るのかどうか、こういうふうな考えるわけですが、その点については、つまり自衛隊の一番大きな戦略構想の基礎になる問題だと思ふのです。その点についてのお考えはどうでしょうか。

○中曾根国務大臣 政治が失敗すれば、一夜にしてそういう条件ができると思つておられます。だから、政治が一番大事な要素であると思つておられます。

○木原委員 しかし長官、それは少し一般論過ぎると思ふのです。なるほど、やはり政治にかかわる問題だと思ひますけれども、しかしながら政治が失敗をするといふことは、おこすことの中身の問題もさることながら、間接侵略といふことは、言つてみれば確かに政治の問題である。しかしながら、それが内乱という形をとる、あるいは暴動という形をとる、しかもそれが一ないしは二国以上の国々と気脈を通ずる、その属動を受ける、そういうもので、そういう形のもので起こつていくといふふうな想定をするといふことは、政治が失敗をすれば、と、こつとこつとやりましたけれども、それは、あなた政治家として御自分に自信がないか、あるいは国民の民族的な同質性に対する信頼が薄過ぎるからじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 政治が失敗しないという可能性はないわけですが、われわれは、しないように一生懸命に努力しておりますけれども、そういう点では、戦々ききょうきょうとして反省しつつ、失敗しないように努力していくべきものでありますけれども、万一にもしないといふことも言ひ得ない、長い歴史の間においては、まさかドイツにヒットラーみたいなやつが出てくるとは思ひなかつたかも知れませんが、出てくることは出てきたのです。日本の場合においてもやはりわれわれ政治家がしっかりとしないといふか、そういう意味においてやばい一種の保険みたいな要素もあるわけですね。絶対死なないといふたつて死ぬかも知れないう、けがしないといふたつてけがするかも知れないう、自動車があつたつてくるかも知れない、そういう要素もあるので、われわれ政治家が鼓腹腹壊

する政治を続けられるという自信はだれも持つてない、現代は非常にむずかしいという時代であると思ひます。

○木原委員 長官が失敗をしてもあとには十分にやつていけますから……。あまり御心配は要らないと思ふのです。長官はたいへん自信家のようにだと思ひますけれども、案外自信がないのでどうも見直さざるを得ないと思ふのです。私どもはもう少し日本人といふものを、いまの政治といふものを信頼をしてゐるわけですが、自民党が必ずしも信頼の対象じゃありませんけれども、しかし政治については信頼をしてゐるから、必ずしも武器を持たなくても平和の道といふものはあるのだ、これはもう民族を信頼し近隣の諸国の善意を信頼する以外にないと思ふのです。もちろんこれは絶対の道じゃありません。ただ私が心配をするのは、間接侵略といふ事項があるために、政治が失敗をすればとおつしやいましたけれども、何か政治が失敗をするときには、それに結びつけて、間接侵略だといふことで自衛隊が、日本の軍部がいわば政治の私兵になつて使われる可能性といふものは、これまで絶えず存在するわけでありまして、もう一点御見解を承りたいと思ふわけですが、

○中曾根国務大臣 長官はたいへん自信家のようにだと思ひますけれども、案外自信がないのでどうも見直さざるを得ないと思ふのです。私どもはもう少し日本人といふものを、いまの政治といふものを信頼をしてゐるわけですが、自民党が必ずしも信頼の対象じゃありませんけれども、しかし政治については信頼をしてゐるから、必ずしも武器を持たなくても平和の道といふものはあるのだ、これはもう民族を信頼し近隣の諸国の善意を信頼する以外にないと思ふのです。もちろんこれは絶対の道じゃありません。ただ私が心配をするのは、間接侵略といふ事項があるために、政治が失敗をすればとおつしやいましたけれども、何か政治が失敗をするときには、それに結びつけて、間接侵略だといふことで自衛隊が、日本の軍部がいわば政治の私兵になつて使われる可能性といふものは、これまで絶えず存在するわけでありまして、もう一点御見解を承りたいと思ふわけですが、

○中曾根国務大臣 木原先生は長い政治家として御経験をもちでございまして、社会党におかれても、大会にもはや自衛隊みたいな防衛集団をつくらなければ大会がでけないといふようなことは、夢想だにしなかつたのじゃないですか。そのためにかん詰めで徹夜して、籠城して大会を開くといふようなことは、政治家におなりになつたときに、夢にもお考えにならなかつたと思ひます。現代はそういう時代で、突風が吹きますね。(大出委員「内政干渉だ」と呼ぶ)だから、きのうも大出先生の巧妙な御質問があつたから、さあ突風みたいな春のあらしが吹いたわけですね。非常に質問が巧妙だといふふうな突風が吹いてくる。それと同じように、社会現象でもそういう現象がないとはいへない、私この間の社会党の大会を見てしみじみと感じたわけでございます。

○木原委員 私はどうしてもここでひっかかるの

○中曾根国務大臣 木原先生は長い政治家として御経験をもちでございまして、社会党におかれても、大会にもはや自衛隊みたいな防衛集団をつくらなければ大会がでけないといふようなことは、夢想だにしなかつたのじゃないですか。そのためにかん詰めで徹夜して、籠城して大会を開くといふようなことは、政治家におなりになつたときに、夢にもお考えにならなかつたと思ひます。現代はそういう時代で、突風が吹きますね。(大出委員「内政干渉だ」と呼ぶ)だから、きのうも大出先生の巧妙な御質問があつたから、さあ突風みたいな春のあらしが吹いたわけですね。非常に質問が巧妙だといふふうな突風が吹いてくる。それと同じように、社会現象でもそういう現象がないとはいへない、私この間の社会党の大会を見てしみじみと感じたわけでございます。

ですけれども、われわれも自衛隊の力を借りたわけではないのです。警察の力は少し確かにそれは借りました。しかし自衛隊の力は借りない。そこで七十八条によりますと、間接侵略ないし緊急事態、そういうことがありますが、私は緊急事態で総理の命令によって自衛隊が出動しなければならぬという事態は、それは長官御心配になるように、気遣いもあるわけですからこれはあるわけですね。しかしながらそれはそれで、緊急事態、治安出動、それでいいのであって、間接侵略、つまり一国内に二国以上の他国の教唆を受けて国内に内乱が起こる、それに対処するやり方ですね。そういう想定、これはいわゆる警察的な出動、緊急事態に対する出動あるいは治安出動と言っていると思いますが、それは概念が違ふものだと思うのです。それは確かに気遣いもある世の中ですから、そこまでは否定いたしません。しかしながら長官がおつくりになった十八年前との間のやはり日本の変化というものもある、安定の度合いというものもある。未来永劫こういうものを持つていくことは、日本はこれからどういう形であつていくかわかりませんけれども、自衛隊にとつて、自衛隊の性格を誤るものではないか、こう思うわけですね。ですから、その後の変化に応じて、やはり間接侵略という問題については慎重に再検討を要する問題ではないか、少なくともそういう問題を含んでいるのではないか、これは明らかに頭から——日本人の中には、長官のことばかりれば、もし政治が失敗をすれば、一ないし二国以上の外国の何かにすがつて内乱を起こして、こうというものが絶えず存在するというもので、長官のお好きな民族的同質性からすればこれを疑うような条文を掲げている。これは日本の自衛隊にとつて、つまり国民的な合意を損ずる一つの大きな要素ではないか、私はむしろ長官のために心配するわけですが、どうですか。

○中曾根国務大臣　こいねがわくは、こういう条文は、いまのようなときは、ないほうがいいと私は思うのです。しかしそれを取るにはまだ政治として自信がない。また国際情勢その他の変化もよく戒心して見ていかなければならぬ、そういう現状であると私は思います。しかしまた一面こういう文章があることが、自衛隊の自衛隊としての性格を意味しているようにも思うのです。つまり何といひますか、外的防衛だけでなく、情勢によつては警察の支援後援としての問題もやる、海上保安庁のうしろだてもやる、またオリンピックにも協力する、そういう社会性を持つて一つの力という意味があるのではないか。社会党でしか、公明党でしか、国民警察隊に変えるというお話がございましたね。国民警察隊という考え方は、こういう考え方が中心になるのではないかと、いう気もします。それはやっぱり非武装中立という考えから、外敵と戦うということは否定して、そういう意味で治安維持とか何とかということでも国民警察隊という発想が出たのではないかと、とも思われます。それはやっぱり自衛隊という性格というものを考えになつてあつたものが出てきてゐるので、昔の軍隊という発想が基礎にあつてあつたものが出たのではないのではないかと、いう気も私はするのです。そういう点から見ますと文民統制ということば自体が変なんですね。つまり軍がある場合には文民があるのですけれども、いま憲法の解釈では文民というものはだれかと聞くと、これは憲法論を聞かなければわかりませんが、軍人は日本にはいない情勢ですね。それで、自衛隊の制服の現役の者がという程度の解釈ですが、では彼らは軍人であるかという、憲法では軍人ということばは使わないことになつておられます。そうすると文民統制というのは文民じゃないか。とすると文民統制というのはどういふことをやっておるのか、こういうこと、実は私は就任してからいろいろ考えてみまして、考えさせられるべきものがあるように思つて、ですね。そういう意味において、この自衛隊の性格というものは日本独特の性格を持つていて、世界じゅうの軍隊が自衛隊みたいにならばいいんじゃないか、そういう気がいたします。

○木原委員　これは私にとつては大事な点でして、私どもとしては国民警察隊という考え方を持つておるわけなんです。したがつて、繰り返すようにですが、緊急事態に對処する、治安出動をする、緊急事態に對処する、そこまではいいと言ふんです。ですが、間接侵略というもので、そういう形で他国と結んで、他国の扇動を受けて内乱が起こる、それに対処する軍隊、軍事力。これでは国民の中に敵をつくるのではないのか。だからその点をはずせば、これは長官がいとお触れになりましたけれども、われわれと合意に達する面が出てくるわけなんです。それはともかくとしまして、そういう含みがあるから、これは新しく尋ねてゐるわけなんです、御見解をお伺いしたいと思ふのですけれども、私どもとしては、これは決して長官がいとお触れになりましたような自衛隊のそういう側面の機能を否定はいたしません。しかしながら、どう考えましても二、三の外国の教唆扇動を受けて国内に内乱が起こる。もし内乱が起つて、内乱が起るといふのは政治の失敗ですから、そのときに軍隊が出動をしたということになれば、その軍隊は、これはもうやはりそういう意味でのいわば同一民族の中での相克は避けたい。政治の失敗は当然政治の面での処理をする要素というものがあつて、いまだかつてそういう状態になつて軍隊が出動をして成功したためしはないです。これはベトナムしかり、いまのインドネシア半島の諸国の状態を見ておれば、何かの政治の失敗があつて、軍隊が出動をして民族の悲劇が上積みされることはあつても、そのことによつてまづかうな解決がついてゐるという姿はない。日本が何もその轍を踏むことはないと思ふのです。ですから、これから先のことを考えれば、万一のことがあつてもいい。万一のときでも政治の失敗を、失敗した政治家によつて軍隊が使われるようなことがあつてはならぬ。それだから、願わくば間接侵略、そういうことばの中に含まれておるさまたげないわば要素という

ものは、はっきりと受除をしていく必要があるのではないか、こういうふうにか考へるわけですが、どうですか。

○中曾根国務大臣　そのお考えには部分的には私も共鳴いたします。というのは、やはり政治が非常に大事であるということとを申し上げたいわけでありまして。そういう点からすると、やはり野党が健全にたくましく成長していただかぬと、そういう危険性が出てくるように私は思ふのです。日本が自民党だけで長い間単独政権を續けてゐるということは、あまり民主政治のために感心しないということは、実際にそう思ふのです。自民党員として自民党自体を批判し反省してゐるのであつて、これはやはり、国民は息抜きがないといふと、暴力に走つたり変なところへ走りまゐります。私は民主主義者としてやはり議会政治といふものを大事にし、そして政権交代が正常に行なわれ、国民の息抜きのチャンスをつくるということが、われわれ議会政治家としてほんとうに考えなければならぬことであると思ふ。このまま五年も十年も自民党単独内閣が続くといふようなことは、日本の発展のためにはたしていいかどうか、私は政治家として考えます。そのためにはほんとうの意味で野党は国民の信望を得るよう成長していただきたい、そういうふうに私考へます。ですから、いつか私おこられましたけれども、情勢によつたら、七〇年代の後半か適当なときに協議離婚したらどうだ、自民党は野党がたくましく成長しないのなら、そういう形ででも政権交代のチャンスをつくらぬと、国民にあきらめるぞといううなことも言つたことがありました。そういううに、やはり一番根本はもう政治なのであつて、政治のものを正すといふことを心がけていきたい。しかしいまの間接的な云々といふことは、私は現在の日本の国情から見れば取つてはまだ危険ではならぬ、しかし将来はそういうことばは要らぬような形に日本がなつていくことが望ましい、そういうふうに思ひます。

○木原委員 どうも選挙に負けた上に、おまけに長官から何か社会党の責任を問われたのでは、これはどうも立つ瀬がないわけだ。(社会党が「われわれは」呼ぶ者あり)これは同志がいるから、われわれは議会政治は健全だと思っております。われわれも大いにがんばって、自民党さんに少し減ってもらおうように努力したいと思っております。

それはそれとしてしまして、長官、そうおっしゃいますけれども、これはもうあまり繰り返しませんけれども、具体的にはそれは間接侵略といふことを想定して、私どもの頭の中にはこれはイメーজとして浮かんでこないわけですよ。ある月夜の晩に九十九里浜にギリラが上陸して、国内の反乱分子と一緒に東を攻める、こういうストーリーは描かれませんが、ですからあなたは、まだ間接侵略といふ問題を除いていくのには時期が早い、こうおっしゃるのですけれども、またいまいろいろ政治が大事だといふことをおっしゃいました。おっしゃいましたけれども、政治は健全です。いろいろな言われましても、絶えず批判を受けているといふことを含めて私は健全だと思ふ。国内には内乱といふ想定をしなければならぬといふ状況、ましてや外国と結んで内乱を起さなくてはならぬといふ状況は、少なくとも日本の中にはないのだ、そういう誇りがなければ自衛隊はやっていけないのではないかと、こういうふうに私は考えるわけです。ですから、自衛隊の戦略の中には、たとえば陸の大きな戦略の問題の中には、確かに間接侵略に対応するといふことがあるのですけれども、実際に想定をされるものはせいぜい学生の問題だけであつたり、あるいはまた何か治安出動のワケの中の問題じゃないですか。何かそれ以上の危険性があるというなら、豊かな想像力を駆使して、こういう可能性もあるのだ、だからこういうものに備えるのだといふことを明示してもらいたいと思うのですが、どうですか。

○中曾根国務大臣 目下のところは私はそうないと思っております。しかし政治が失敗しないとは

限らないし、そういうような面からいかなる事態が起きないとも言えない。間接侵略といふ場合は、外国勢力と結びつくこともございますから、外国がどういふ考え方を持っていて行動してくるか、そういうことも関係いたします。日本人の善意は信じておりますけれども、一部にそういう不逞の考えを持つ人間がいなくとも限らない。そういうあらゆる面で国の安全保障はやっておかなければならぬ、こういうふうに思います。

○木原委員 これは幾らやってもあれですから、ただ最後に一言この問題について申し上げておきたいと思ふのですけれども、いまの自衛隊は悲劇的な存在だと思ふのです。日本の安全に関する、あるいは防衛に関する基本的な姿勢といふものが、一方で安保条約、先ほど議論がありましたから繰り返しませんけれども、安保条約といふ関係を通じて片足をアメリカに突っ込み、もう片足は、これはもう共同声明ではありませぬけれども、やはり台湾の問題、韓国の問題を踏まえて、アジアの中に、ことが過ぎるかもしれないけれども、敵を求めようとする。しかも国内の問題でいえば、間接侵略云々といふことばの中に、少なくとも国民の一部を絶えずやうやうに認識をしなければならぬ、そういうやうな何本かの足の上に自衛隊が立っている。これでは国民の合意を得ようと思つても得られないと思ふのです。これこそ私は政治の責任だと思ふ。ですから、私はかなりの部分では反対ですけれども、長官がある段階でやはり安保は解消すべきだ、こういう形の御発言もありました。だから、そういう観点からすれば、私は、やはり自衛隊が国民の合意を得られるためには、いま申し上げたように形をすっきりさせて、いわばそれこそ民族の安全のために存在をするんだといふすっきりした姿を出しなせんと、これはいつまでも安保の問題に引きずられ、あるいはまた一方でアジアの安定しない国交関係の中でさまたげ、そして国民の一部を絶えず敵として意識をして行動を律していかなければならぬ、戦略を立てていかなければならぬ。

○中曾根国務大臣 先生の御発言の趣旨はよく考へてみ、また大事な点を指摘していらつしやるとは思いますが、自衛隊が台湾に足を突っ込んでいふといふことはございせん。それから、国民的合意をつくるというところは非常に大事であります。一九七〇年代は非常に可能性と選択の時代であると総理大臣も演説で勇敢に言っておられることもありますから、われわれもそういう観点に立つて、あらゆる可能性、選択といふものを考えつつ進んでまいり、できるだけ国民的コンセンサスをつくるように防衛問題についても前進していくべきだ、私はそういう信念をもつてかなり放胆なことも言い、やっているつもりであります。どうかそういう国民的コンセンサスをつくるためにいろいろと御教示願ひがあればたいと思ひます。

たように間接侵略の可能性もある、それから局地戦の可能性もある、いろいろなことが考えられるわけですが、陸上の部隊を運用する場合の基本的な戦略構想といふものは、考え方はいくつに基づいていふのですか、何を目ざしているのですか。その点をひとつお示しいただきたい。

○中曾根国務大臣 やはり本土並びに国民生活を防衛する、そういうことが基本にあるだろうと思ひます。それから間接侵略にも対応する力を養つておく、そういうこともあると思ひます。私は、陸上自衛隊の定員については、当分もうこの限度でよろしいといふ考えを持っておりまして、定員をこれ以上ふやすといふことはいま考えておりません。これはやはり一つの限界を示しておるものだと思ふのです。そういうことは空についても海についても、ある限度までくればお示しできる段階になる。またわれわれが新しい防衛計画をつくるときには、この程度のことをやりたいといふこともお示ししなければならぬと思ふ。そういう意味において、ある段階が来て、そして限界を具体的に示す時期も来るだろうと思ひます。陸上自衛隊の定員といふのはその一つの里塚でもあると思ひます。

○木原委員 陸の定員の十八万、これは限度で、しばらくこれでよろしい、こういう考え方は、あなたの前任者からも実は承つたわけです。ただ、このことを返すようすけれども、しからばなぜ十八万でよろしいのか。その裏側にある構想といふのですか、これから海と空に力を入れるんだ、こういうお話がありました。しかしながら、それなら十八万で一応満足すべき段階まで来ておるのだ、こういうふうにお考えになつておる根拠は何かおありですか。

○中曾根国務大臣 いままで言い古されましたように、十三個師団を配置して、そして日本列島全般における配備状態を考えて、それから日本の将来の経済成長等も考えてみまして、員数についてはこの程度、しかし省力化とか機動力とか装備とか、そういうものについては改善を要するものは

陸の十八万、長年の悲願であつたが、この陸上自衛隊の目ざそうとするものは、長官おっしゃつ

ある、そう思っておるわけでございます。

○木原委員 従来の経過をたどつてみて私流に解釈をしますと、これはやはり間接侵略についての構想の影響かと思うのですが、いままでは、たとえば北のほう、北海道などを中心にして、かなり強力に部隊の配置が行なわれておりました。それが漸次西のほうに重点が置かれるというふうにも考えられるわけですが、これは何かそういう変化があったというふうな解釈してよろしいですか。

○中曾根国務大臣 別に変化があったというのではなくて、基本計画が順次展開してきた、そういうふうな考えていいと思います。

○木原委員 陸は十八万で十分だとおっしゃるのですが、私はむしろ陸のほうは減らしてもいいんじゃないか、こういうふうな考えるわけですが、これはどの官庁とも総定員法その他が出まして、たいへんに人員の削減が行なわれておる。今度出てまいっております法案は、海の三百名というものが中心になっておるわけですが、しかし陸のほうにはむしろ減らしてもいいんじゃないかという感じが私はするわけですが、これはそれぞれ内部の事情があると思ひますけれども、と申しますのは、陸がおっしゃったように、たとえ間接侵略に対抗する、あるいは不測緊急の事態に備えて出動をする、そういうことなんですか、この十八万の兵力——私がこういうことを申し上げる背景の中には、かつての日本の軍隊は大陸で戦うということ、を想定して、非常に大部隊の陸軍を保有した、こういう大きな過去があるわけですが、やはり陸の伝統というものは何かそういうものが芽びいてくる時期があるんじゃないか、このような心配も実はあるわけですが、ですから私は、陸について、その果たす機能からいへば、国内の安定の度合いというものを考慮して、これ以上ふやさないという一つの歯どめですけれども、むしろ逆に減らしていいものではないのか、こういうふうな考えるわけですが、どうですか。

○中曾根国務大臣 定員を減らす考えはございません。やはり先ほど申し上げましたように、これから

からは定員は現在のままにして、装備の近代化、あるいはアメリカから貸与された非常に陳腐化した兵器の更新、機動力、そういう点に力を入れていくべきだと思ひます。

○木原委員 そこで先ほどの問題に若干戻りますように、たゞは間接侵略が想定をされる、あるいはまたいろいろ、いわゆる総理の命令による出動、こういうことが長官のおこころによりますと可能性として存在をしておるということになるのですが、なかなか想定が私ども頭の中には浮かんできていないわけですが、かりにそういう事態が起こったとして部隊が出動しますね。しからば出動したときの行動についての規制、こういうものが何かありなんですか。たとえはそういう事態があつて部隊が総理の命令で出動をする。そして、撃ち合いが始まる、あるいは殺傷事件が起るとした場合に、たとえば戦死という概念はまだ自衛隊の中では確立していないわけですね。そういう場合に、隊員の死傷についての補償というもの、これは一般的な在来形の補償するのですか。

○中曾根国務大臣 その点は政府委員をして答弁せしめます。

○内海政府委員 ただいまの点でございますが、手当あるいは災害補償というふうな問題につきましては、現在規定されておりますものは、いわば平時の場合における問題でございますから、防衛庁職員給与法の中でも自衛隊の出動に際して手当あるいは災害補償その他給与のことに關しては別に法律で定める、こういうことになっておりました、別途法律を予定しております。したがって、私どもとしては、現在まだどういふような案というものを持っておるわけではございませんが、今後にわたつていろいろな材料を得て検討していかなければならない、こういうふうに考えております。

○木原委員 これから別途に法律で考えるというわけなんです、私は大事な問題だと思ひます。というのは、長官によりますと、間接侵略と

いうものの心配がないわけではないのだから、こういう概念は法律からはすわけにはいかない、こういうことですか、それからまた自衛隊の日常の訓練の目標が究極のところやはりそこにある。そうすると、出動の可能性、こういうものは絶えずあるわけですね。そういうものも間接侵略と判断をして、総理が出動命令を下される。これは、普通の災害出動やおそろく警察的な機能をもちて出動する場合と区別される出動の可能性もあるわけでありまして、そういうときになると、昔ですと、たとえば平時の訓練の場合とそれから戦時の状態の場合の処遇、こういうものは全く違つたものがあつたわけですね。いまからそういう戦争に備えて法律をつくるというのはいへん、妙なものですけれども、しかしたゞまゝとては、そういうものがなくてはならない。これは何と云へば出動の問題だけではないと思ひます。たとえは出動するその辺の民有にかかると、建物があるいは接収される、あるいは損壊をされる、あるいは自衛隊が作戦の必要上急場での取用といった、使用をする、そういうときの取用のしかた、あるいはまた使用のしかたなり補償のしかたなり、さまざまなことが想定をされるわけですが、それらについてもこれから考えよう、こういうわけですか。

○中曾根国務大臣 それらの点は自衛隊法百三条一項に一応規定ができておりますけれども、その具体的内容は政令で定めることになっておるようでございます。それらの政令はまだ定められておりません。

○木原委員 政治がしっかりしてしまつたら天下泰平で、何もそこまで考えなかつたというの、お互いに胸を張つてよろしい、いいことだと思ひます。しかし私が質問を申し上げた論理からすれば、長官は、警察出動なりそういうこともあつても何かが在来のやり方で補償その他の措置もとれたいへんねばり強く、間接侵略というふうなものについては、はずすわけにはいかないんだ、こう

おっしゃるわけですが、その場合には、これは自衛隊法でいう急迫不正の侵略があつた、こういうふうな場合を想定しておるわけですが、それならば、自衛隊はそういうことで出動する場合があり得るという意味ですか、しかもそういう出動はふだんの他の出動の形態とは当然区別して考へてしかるべきものではないか、こういうふうな考へるわけですが、この点は区別して考へてよろしいのですか、どうですか。

○島田(豊)政府委員 ただいま長官から御説明がありまして百三条の關係は、これは七十六条の防衛出動の關係でございまして、その際における施設の管理あるいは土地等の取用あるいは物資の取用等につきましては規定をいたしてございまして、治安出動につきましては特別にこういう規定はございせんので、治安出動の場合にいろいろなそういう問題が生じた場合には、既存の法令を適用して適用して、適正な措置を講じていく、そういうことに相なると思ひます。

○木原委員 これは長官、むずかしい問題だと思ひますけれども、やはり出動の性格、形態、こういう問題についても、従来はいわゆる治安出動なるものもなかつた。訓練、災害出動ですか、そういうことで済んでまいりましたけれども、しかしこの法律のたゞまゝにもある、しかも長官のお考え方によると、やはり可能性としてはそういう出動をしなければならぬ条件というものが存在をしておる、こうおっしゃるのですから、それならばその裏づけになるようなものをやはり用意をしなければならぬことになる。ですから、出動の形態あるいは出動の性格、そういうものをやはりきちんとして決断をする、そういう問題はございせんか。どうでしょう。

○中曾根国務大臣 そういうものを制定する必要な事態が生じたなら制定する必要があると思ひますが、いたずらに人心を刺激するといふようなことも政治上考慮すべきであると思ひます。いまのところは保留しているのだらうと思ひます。

思います。ですからわれわれも、法律に書いてありまして間接侵略やあるいは緊急事態等がある戦時的な体制でもって、装備でもって自衛隊が出動するというようなことがあつてはならないと思ひますし、あらしめなように努力をするということがお互いの最大の努力目標だと思います。しかしながら他の半面、たゞまゝからいいますと、それが備わっていないければ——先ほど来議論をいたしました間接侵略の問題も長官はいらへおっしゃいましたけれども、実際問題として間接侵略というものは将来の問題としてもそれは心配することはないのでないか。こういうことになれば、さっきの話に戻りますけれども、それならばいつそ間接侵略の問題はむしろ自衛隊の性格からいっていつたらかうか、こういうことにもなるわけですが、これはあまりくどく申し上げられども……それじゃ長官の御判断は、政治的な刺激その他を避けて、いまのところは必ずしも必要が認められないからつくつていないんだ、必要があればつくる、こういうことでございませぬ。

○中曾根国務大臣 そのとおりでございます。
○木原委員 それならば、さらにもう一つお伺いをいたしたいわけですが、そういう場合の兵器使用の制限という問題については、何か別に規定がございしたか。たとえば治安出動の場合の兵器の使用の制限、規制。
○中曾根国務大臣 政府委員より答弁いたします。

○島田豊三政府委員 防衛出動をかけた場合には武力行使に関する規定があります。防衛出動をかけたときには武力行使をすることが出来ます。その場合には国際慣行、国際法、こういうものを十分に順守していかなければなりません。治安出動につきましては警察官職務執行法が準用されますし、それ以外につきましても若干の武器使用に関する規定がございまして、そういうものを適用していく、こういうことになります。
○木原委員 治安出動の場合には警職法が準用さ

れる、こういうことですね。そして武器の使用等については国際法、国際慣行を順守してということですね。
○島田政府委員 防衛出動の場合には武力の行使ということでございますから、武器の使用ということも含まれると思ひます。

○木原委員 そこに長官、武力の行使という問題があるわけですが、治安出動も幸いにしていままでなかった。これは七〇年代もないことを望みたいわけですが、しかし、一方では武力の行使についての——私は必ずしも十分な措置かどうかはわかりませんが、内容を詳しく知りませんから。しかしながら、武力の行使その他についても一定の規制を設けておる、こういうことがあるわけですが、これはそうであつても、そういう場合には武力を行使をする、こういう前提があるわけですね。武力を行使するということになれば当然相手があることですから、その場合には隊員の死傷ということも存在するわけですが、その場合の補償は——これは少し話がそれますが、現在の自衛隊のたゞ少訓練中の事故死あるいは事故に基づく死傷、これは訓練中の事故死あるいは事故に基づく死傷、こういう場合の補償の問題も、実は公務員一般がそうだといえはそうなんですけれども、あまりにも乏しいという側面があると思ひます。そういうことを考えますとなおさら、治安出動の場合に命令によって武力を使う、当然相手もそれに準じたものを持つていておると思ひます。ところが死傷者が生じた、それについての特別な補償なり何なりというものが無いというところは、これまたたいへんな片手落ちじゃないですか、どうですか。
○中曾根国務大臣 その点も政府委員に答弁させていただきます。

○内海政府委員 先ほど答弁申し上げました出動の際に特別な規定をするという場合における出動と申しますのは、この場合は治安出動も防衛出動も両方含まれるものでございまして、したがって、ただいま先生のおっしゃいましたように、治安出動の場合における災害補償あるいは諸手当、こ

ういものもやはり別途法律で定める、こういうことでございまして。
○木原委員 それじゃもうちょっと具体的に尋ねておきますけれども、たとえば最近習志野で降下訓練中に一人事故でなくなった隊員がおりましたね。そういう場合に具体的にどれくらい補償が出ているのですか。
○内海政府委員 実際に交付いたしましたものを御説明申し上げます。

国から給付したものは、これは災害補償法に基づくもので、遺族補償年金が十四万六千六百二十円、それから葬祭補償、これは葬祭のための補償でございますが八万三千四百円、それからこれはまだ十九歳の少年隊員でございますが、これに対する退官退職手当が十二万四千四百五十円、それから賞与金、百二十万円でございまして、したがって、総計いたしまして、遺族に対する年金として十四万六千六百二十円、それから先ほど申しましたような一時的に給付されるもの、総額百四十万七千八百五十円、こういうことでございまして。これは共助会というものをつくつておりますから、これの弔慰金が四十五万、それからこれは法令に基づくものではございませんが、隊友会からの見舞い金が五万円、なお念のためつけ加えますと、本人の掛けつておりました生命保険による支払いは五百五十一万三千七百五十五円でございます。以上が陸士長十九歳の少年隊員の死亡事故に対する補償でございます。

○木原委員 これは他の公務員の場合にもある程度当てはまると思ひますけれども、生命保険におんぶしてあるようなものでは、これは長官、私も自身は自衛隊に對して賛成をいたしております。しかししたくさんの青年諸君やあるいは隊員諸君が——これは職業としていへば最も危険な職業ですよ。そして総理をはじめ長官も含めまして、口を開けば使命感を強調しておる。またふだんの訓練の中でも、おそろくそういう使命感に基づいて教育訓練を受けていると思ひます。われわれも兵隊の経験があるわけですが、しばしば死傷の危険な線を歩いていると思ひますね。私

は何も金銭に還元してもは申したくないわけですが、それにしては、これもわれわれの責任かも知れませんが、国の措置というものは冷たいですね。実際に国が出しているものは幾らもないわけですが、生命保険が五百五十一万ですか、そして合計しまして百四十万、実際に国が出しているのは百四十万前後ですか。いづれにいたしましても、きょう自動車で人身事故を起こしても、御案内のとおり一千万円以下ではとてものことどうにもならぬという状態ですよ。これは先ほどの問題にも関連するわけですが、それほど長官が自衛隊の存在を強調し、それからまた国の安全の一つの柱だといふならば、この辺からのアプローチはやはり何か大きな手抜きがあるのではないですか、どうですか。

○中曾根国務大臣 御指摘のとおりでございます。その点に對しては検討を命じてあります。
○木原委員 自衛隊員の意識調査、正確の度合いは別にしまして、私も断片的に見ることがあります。たとえば自衛隊員の募集の方法その他を見ても、最近のいわゆる現代っ子、ということととばが悪いのですけれども、そういう風潮になじむせいか、かなり金銭によって募集しておられる。自衛隊へいって三、四年いけば技術も身につく、七十万の貯金ができますよ、これが普通の状態では隊員を募集する場合の呼びかけの一つになつておる。その可否を私はここで問うわけではございません。金銭の問題に還元するのはあれですけれども、ただそういう状況の中で自衛隊員の意識調査その他を見ますと、いざ戦場に行くかと問われた場合に、行くという答が、御存じかもしれませんが、意外に少ない、そういう状態があるわけですね。喜ぶべきか悲しむべきかということですね。職業としての自衛隊員としてはつとめるけれども、しかしいざというときに、それでは自分の命を投げ出すかと問われたときには、私が見た資料が片寄つておるのかもしれないけれども、意外に少ないという印象を受けた資料を見

たことがあります。私は、そのことが金銭によつて埋められるものではない、もっと深い問題があると思います。しかしながら、少なくとも昔流儀にいわば、国のために生命を常に投げ出して行動するということを規定されておるそういう隊員に對しては、しかるべきものがないと隊のこれからの運用上、構成上、向かつていく方向についても、はからざるあやまちをおかすのではないのか、こういう感じがするわけです。いま長官はこれらの点については検討を命じておる、こうおっしゃいます。検討は確かに必要ですけれども、もの考え方があるかも知れぬような感じがするわけです。その辺の御感想はいかがですか。

○中曾根國務大臣 その点は御指摘のとおりであると思います。したがって、できるだけ早期にそれは改革したいと思っております。

○佐藤委員 人事局長に質問します。

ただいまの質問について関連質問をいたしますが、習志野で事故でなくなった。そういう場合に金額の面と精神的な面とは二つあると思うのですが、精神的な面で遺族に對してどういふ措置をしたのか。具体的にいへば、防衛庁長官あたりの練習中にこういう事故で命をさされたのだ、こういったような表彰状という感謝状とか、そういうものを出す規定がありますかありませんか。

○内海政府委員 自衛隊におきましては、自衛隊員の公務に尽くした功勞を顕彰いたしまして、最高は内閣総理大臣の特別防衛功勞章、さらに長官から、さらに各指揮官からその功績を顕彰する賞詞、それから内閣総理大臣の場合、長官の場合、記章を授与する、こういうふうな措置を定めております。それからさらに、先刻もう御存じのように、これとは別に勲章を贈呈する場合もございます。したがって、個々のそういうふうな事例に照らしましてこれに對する措置をとっておるところでございます。

○佐藤委員 長官に質問します。

いまの答弁について私まだ疑義があるのです

が、いまから五年前のことです。やと昨年これが片づいておりますが、九州の十文字原という演習場で、同じ十九歳の陸士長だったと思ひますが、演習中に通信線を延線中に、その端のほうで服にまつわりついて、そしてトラックから落ちて即死した事件があります。ただいまも言ったような補償金が交渉の結果だんだんと出たのですけれども、なかなかこの交渉がうまくいかない。西部總監のほうに私直接連絡をとったけれども、なかなかうまくいかなくて、中央までやってきて、ようやくくだいた言ったくらい金額が支給されるようになった。しかし、それはもう単なる事務的な手段だけでやっただけに、遺族の方は非常にさびしく思ひまして、国のために命をさされたのだ、こういうことで何とか防衛庁長官の感謝状というか、遺族に對して、将来残るようなものをもらいたい、こういったような精神面を非常に要求されました。しかし、そういう規定がないということ、なかなかうまくいきませんでした。そこでついに地方の新聞に、その遺族の精神面に対する非常に冷たい防衛庁のあり方が大きく取り上げられて、なかなか解決できなくて、ついに私が問に入りましてけれども、父親が、もうこうなつたならば東京に上つて宮城の前でぼくは首をくぐる、こういう遺書を残して東京に出てきたのであります。そういう事態になつて私も驚いて中に入つて、そういうことをしないでくれ、何とかばくが話すからということ、防衛庁長官に直接話をしまして、そういう規定がないので、長官個人の表彰状を出そうということ、話がつかない、ようやく決着いたしたことがあります。そこで、いま言ったようなことが具体的に規定されてないのじゃないかと私は思ひます。したがって、補償金の額も、いま交通戦争で、万一命を失つても相当額を支給される時代に、このくらいなわずかな額というのととも、精神面に対する防衛庁の内規というのか、そういう規定がいまなお確立してないのじゃないかという印象を持っておりますので、

その点について検討させるということだけでいいけないと思ひます。私は、早急にはつきりした線を出して、精神的な面あるいは物質的な面において十分に補償ができるようにしていただきたいということをお願い申し上げたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 この点は自衛隊のみならず、警察官あるいは海上保安庁職員等も含めまして、公務殉職者に対する待遇が著しいわけです。それでこの間も山中総務長官とも話しまして、全面的にこれを再検討してもらおう、そういうことで、再検討し、必要な措置をとらうと思つております。

○木原委員 私はこの問題は自衛隊員も——もといふのは悪いのですけれども、自衛隊員も基本的に人間として尊重されなくてはならぬと思ひます。どういふあれか、自衛隊入隊のときには、憲法に忠誠を尽くすという意味での、そういう何か宣誓のようなものがないというのを聞いております。これはあるならば訂正をしていただきたいと思ひます。しかし、当然憲法に基づく基本的な人権、いろいろな面できつと制限が加えられております。たとえば政治活動の自由という問題については著しく制限が加えられております。これも職務の性格上やむを得ないと思ひますけれども、しかし制限が加えられておるだけに、生命であるとか健康であるとか、言つてみれば基本的な部分についての処遇のしかた、そういうものはやはり最大限に尊重されなくてはならぬ、こういうふうに考えるわけです。御承知のように、かつての軍隊が、しばしば基本的な人権が無視された中でつくられてきた、こういうことがあるのですが、いまの自衛隊はそういうものとは違ふと思ひます。違ふと思ひますけれども、しかし、制度として、処遇の面できちんとしたものをつくることに、よつて、人間として尊重していくのだ、こういう姿勢をやはり示してもらいたいと思ひます。しかし、自衛隊というものは、どこの軍隊でもそうですが、世間とは何かしら隔離された世界で大ぜいの若い人たちが生活している。そういう中ですか

ら、外からはうかがい知れない側面も確かにあると思ひます。それだけに、ただいまの問題も含めて尊重していく、こういうものをはつきりさせてもらいたいと思ひますが、それらについての配慮はいかがですか。

○中曾根國務大臣 感慨をいたしまして私も全く同感でございます。自衛官の人間尊重ということ、私もちだして、そのために努力しているところでございますが、さらにいろいろな面面にわたりました点検をしまひまして、実行してまいりたいと思ひます。

○木原委員 話が少し飛びますけれども、たとえ兵器の問題にいたしましても、最近いろいろな新しい化学兵器ができておるわけです。問題になりましてBC兵器、日本はこれを持たないのだ、こういう線でいろいろな意思表明があつたことは私も存じております。いま自衛隊の中にはこのBC兵器に属するようなものは開発はしてない、お持ちにもなつてない、こういうふうな判断してよろしいですか。

○中曾根國務大臣 そのとおりでございます。

○木原委員 化学学校というのがございますが、ここではおそらくそういうものに対する防護の訓練をやっているのではないかと思ひますが、この化学学校というものは、一体何ですか。

○内海政府委員 化学学校と申しますのは陸上自衛隊にある学校でございますが、この学校での教育の目的は、ただいま仰せられましたように、化学兵器等についての相手方の使用に對する防護方策をどうするか、さらにそういうふうな防護器具をどういふふうな整備するか、あるいはそういう防護兵器をどういふふうな補充していくか、こういうふうなことを訓練し、さらにいろいろ研究する、こういうことを目的とする学校でございます。学校の内容をいたしましては、幹部、曹及び士にそれぞれ分けまして、それぞれに必要な訓練を行なつておる、こういうことでございまして、いわばきわめて消極的な、防護面からの措置を教育しておるところでございます。

ただその防護の問題ですけれども、この防護の問題というのは、実は化学兵器を使用することとは紙一重のところではないかと思うのです。そういう意味では、防護するためには現実には化学兵器に類するようなものが一つの演習材料としても

うな兵器——もつとも核兵器については、御案内のとおり非核三原則というものがしばしば表明されて、少なくともいまの政府が続く限り、核兵器兵器はつくらず、持たず、持ち込ませずという原則が確立しておるわけですが、C B R という兵器もある意味では核兵器に類似をする一種の皆殺し兵器に類しておられます。しかも殺傷の度合いが核

うことがいわれておるわけです。ですからそうであるならば、あらためて非核三原則ののったような意味で、われわれはその種の兵器を持たないんだという宣言のようなものを政治的にお出しになる、そういう必要はお考えになりませんか。

○中曽根國務大臣　私は議会でＣＢ兵器は持ちませんと明言をしておりますし、総理大臣も議会で

明言しておるのでございまして、国権の最高機關で責任を持って言っていることばでございすから、それを御信用願いたいと思うのであります。

○木原委員　ただ、それにもかからず相手方は、使うかもわからないという想定のもとに防護の訓練が行なわれておる。私はくどくど申しませんけれども、防護訓練をしておるといふことの中に

○中曾根國務大臣　お考えには全く同感でございますが、宣言にするか何にするか、やはり一番強いのは、国会で国民の前に約束することが一番強いのではないかと私は思います。

○浜田政府委員 いままでに、この間も問題になりましたインフルエンザあるいはボリラクトンの投与等につきましては大体市販の段階に至る前に臨床的な試みということでございまして、いわゆ

○木原委員 勝田で行なわれたというポリラクトンも、市販以前の段階で千名余りの学校の生徒に試みた、こういうふうには実は私も聞いておるわけです。人体実験ではない、こうおっしゃるのです。特に自衛隊の中の若年者である学校生徒、こういう諸君はやはり自衛隊のしかも学校、そういうので世間から隔離されて、ある意味では指示に

にそういうからだを出してくれるという人はおそろくほかには見当たらぬだろうと思うのです。そういうことから、たとえば自衛隊のある部分が、自衛隊の学校生徒がそういう対象にされるという

おります。その二次的な段階で、実験というふうな名を使っておりますけれども、実際問題としては市販のものよりも非常に免疫効果の高い、そうしてより臨床効果の高いものという意味で、実は

断をいたしております。

○木原委員 たとえばそういう臨床的な実験をやる場合に、これは拒否する自由があるわけですね。これは自衛隊の人たちもそうだと思うのです。しかしながら、こうやって社会における者ですと、何だそんな痛い目はしたくないといって拒否することもできると思うのですが、いま申し上げ

ら重ねたにしましても、一度に集団的にそういう実験が行なわれるという場はきわめて少ないと思うのです。それだけに内局あるいは責任者として、その立場を考えて慎重にやってももらいませ

上のいろいろな問題も私はあると思うのです。その判断は私はいいと思いますけれども、少なくとも何か疑問を持たれるようなそういうやり方について、相手の立場を考えてやって、慎重であっ

赤痢菌に対する予防の——赤痢菌なんというものは、これは先ほどの話じゃありませんけれども、細菌兵器としては現に使用されるわけですね。そういうものに対する対抗措置、しかも実験の過程の中でたまたまということばがありますけれども、偶然赤痢患者が発生しているとか、いろいろな、私の友人が調べたものですけれども、何か推

測すればたいへん奥行きが深いような事故も起こっているわけですね。それだけに私は慎重の上にも慎重を期してもらいたい。そうして先ほどの問題に返りますけれども、かりそめにも人間の弱点につけ込んでいくような、そういう細菌兵器の類あるいは化学兵器の類というものは、つくらず、持たず、使わない、こういう原則をひとつ確認をしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○中曾根国務大臣 人間尊重、特に自衛官の人間尊重の理念に徹して、慎重に措置してまいりたいと思います。

○木原委員 もう少しお伺いをいたしたいと思いますが、

陸の問題に次ぎまして、海の問題を少しお伺いをいたしておきたいのですが、これから四次防にかけて海をふやしていきたい、こういうことです。たまたま先ほど来触れましたように、これからの海上自衛隊が防衛の任に当たる区域というものが広がっていくのではないのか、マラッカ海峡まで伸びていくのではないのかというようなことがアメリカの国会議員を刺激したような事態もあります。これからの海上自衛隊のいってみれば戦略構想といいますが、そういうものはどういふところに重点を置いて運用をしようと考えていくのか、お伺いをしたいと思います。

○中曾根国務大臣 本土防衛のために領海並びにその周辺海域を守る、それから日本の船舶護衛と申しますか、物資補給のために必要な護衛措置を講ずる、それも大体近海において行なう、そういう一点を中心にして考えていきたいと思っております。

○木原委員 まあ航路の安全を期するということだと思ふのですが、範囲はどういうことですか。たとえば南西航路の面については、一説にはフィリピンあたりまで、それからまた太平洋の面ではグアム島の近くまで、これが航路防衛の範囲ではないか、こういうことをいわれているんですが、そういうふうな考えでよろしいんですか。

○大戸(基)政府委員 海上交通保護の範囲につき

まして、そう明確に定めたものはいません。そのときどきの二次防衛なら二次防衛、三次防衛なら三次防衛の海上自衛隊の兵力量と申しますか、防衛力によりまして、おのずからどの辺までできるかということが相対的にきまってくる、こういうことでございます。

○木原委員 従来海上自衛隊の一つの任務として、たとえば事が起こった場合に、宗谷あるいは津軽、対馬、こういう海峡封鎖というような任務がある、こういうことをいわれたんですが、それはそういうことですか。

○大戸(基)政府委員 海上自衛隊の運用構想の中には海峡を封鎖するということは大事な任務の一つとして考えております。

○木原委員 これは私の判断で、間違っていたら御指摘をいただきたいと思いますが、やはり海上自衛隊、私はそうしたいした戦力ではないと率直には思いますけれども、ただ安保条約に基づいてアメリカ軍との関係というのが、ここでもたいへん私は不明確な感じがいたします。しかも安保条約は、たとえばかりに商船に対しての攻撃があった場合には、御案内のとおり安保条約は発動しない、こういう限定されたものなんですけれども、しかしこの海上自衛隊の何かアメリカ軍との共同作戦といえますか、これはまあ全般に共同作戦は不明確なんですけれども、そういうものは何かはっきりしたものがほんとうにあるのですかいのですか、どうですか。

○大戸(基)政府委員 陸海空に限りませんけれども、安保条約と組み合わせるが本土を防衛する。たまたまお話が出ておりますように、攻撃力は安保によつて米軍に期待するということが基本構想でございます。しかし具体的にどの地域をどこからどういふ部隊で担当するかというようなことを平時からきめておるわけではございません。間接侵略なり直接侵略——まあ間接侵略の場合は安保が働くというところはまずないと思いますが、直接侵略の態相にいたしましては千差万別でございます。そのときの状況によりまして平素の両

方の意思疎通を密接にいたしておきまして、そのときの直接侵略の態相によりまして、具体的に協定をして運用する、こういうことになると思います。

○木原委員 現在の三次防衛もそうですけれども、潜水艦に対する攻撃力といえますか防護能力といえますか、そういうものを強化していきたい。そういう考え方が出てくる根本はやはり潜水艦が相当に、たとえば近海に遊よくしておる、そういう事実の上に立って、あるいはこれからの海上の安全のかなり部分が対潜水艦の問題だ、こういうふうな判断なさつてのことなんです、その根拠は何ですか。

○大戸(基)政府委員 先生のお話のとおりで、昔のように艦隊同士が海上で決戦をするというふうなことは、これからは日本に限らずどの海上でもなかなか起こり得ないのではないかと感じがいたします。特に日本に当てはめてみた場合には、日本の国民生活、経済力を破壊するということ、が、かりに侵略する場合に可能性の多い、向こうから見ましてやりやすいやり方ではないかという感じがいたします。その場合に一番役に立つのが潜水艦であらうということが考えられるわけ、したがって海上自衛隊としては対潜作戦というものを一つの重点にして訓練をしている、また装備もしている、こういうことでございます。

○木原委員 これはおそらく想定をする相手側の潜水艦の機能というものの、たとえば原子力潜水艦も含めて機能がいへん大々くなっている、強くなっている。それに對抗するためには、対抗しなくちゃならぬわけでしょうから、やはりヘリコプターを使うとか新しい要素がずいぶん加わってきているように思ふけれども、やはり相手のあることですから、出ていったらはいが相手のほうが強かったらうんじゃどうにもなりませんから、そういう側面から見ますと、一つには長官がいつかお触れになりましたけれども、将来の問題として原子力を推進力として持つ潜水艦を日本自身が持つ、こういう可能性はおありんですか、そこま

で長官はおっしゃったのですか、どうですか。

○中曾根国務大臣 原子力基本法の解釈において、あの基本法は原子力の爆発力あるいは放射能を使って直接人を殺傷するとか破壊するということとを兵器として使うことを禁止しておるのであって、たとえば平和利用の結果、それで鋼鉄がよくなるとか、それが甲板に利用されるときか、あるいは原子力発電が自衛隊で使われるとか、あるいは原子動力による推進力が普通化した場合にそれを自衛隊が推進力として使うということを禁止しておるものではないと。将来そういう時代になったら使うことも検討することになるでしょう、そういうことを答弁したのであります。

○木原委員 たいへん論理的な問題のあるところだと思ひます。私は、同じ論理でいけば、一番心配いたしますのは、たとえば相手側が原子力潜水艦だ、そしていろいろの機能を持っている、しかしそれに対して有効な防衛のための攻撃をかける、そういう場合には長官のたゞいまの論理は、兵器としての潜水艦ではあるけれども、これはほんとうのエンジンですらないじゃないか、こういう解釈だと思ふのです。しかし同じ筆法を当てはめて考えてみますと、相手側があるわけだから、機能的にこちらが動くことすれば、たとえば攻撃をかける場合にはやはり核を使用したほうがはるかに捕縛力も大きいというふうな論理にも何か結びつくような感じがするわけです。直接この問題が結びつくとは思ひません。ただ、これらの兵器競争の中で核という問題が論理的に出てくる、こういう問題を私は考えるわけです。ですから、長官のいまの御発言の中身は、これは原子力基本法の解釈の問題として、推進力ですから、これは電力に核エネルギーが使われていてもその電力を自衛隊が使ってどうのこうのということはないのだ、これと同じことで、推進力としては潜水艦に使ったって原則に触れるわけではないんだ。それは解釈としては成り立つと思ふのです。ただそれをふえんをしていけば、私はやはりこれは兵器の競争の中で核という問題が論理的に出てく

るような感じがするのですが、どうでしょうかね。

○中曾根國務大臣 論理的に出てくるか出てこないか知りませんが、ともかく非核三原則に徹してわれわれは実行していると思っております。

○木原委員 それはよろしいでしょう。ただ、もう一つ、あわせてお伺いしたいわけですが、すけれども、将来四次防なら四次防の段階で、対潜用空母のようなものをおつくりになるお考えはございませんか。

○中曾根國務大臣 つくる考えはないと思えます。

○木原委員 そうしますと、かなり近い将来にわたって——大体いま自衛隊が持つておる艦船というの、十二、三万トンですか、そういうことだろうと思うのですが、これで実際にいろいろ戦略だなんだといわれておるわけですが、実際、政治的状況が、かりに悪くなったというような場合に、航路の安全というものが確保できるのでしょうか、どうですか。

○中曾根國務大臣 できないと思えます。

○木原委員 そうしますと、できる段階まで努力をするという行き方と、もう一つは、できないという前提であるならば、特に近隣諸国との間の政治的関係を、絶えず安定を維持して維持していくという努力が伴わなければならぬということですね。

○中曾根國務大臣 そのとおりでございます。

○木原委員 そうしますと、かねて財界の一部などで、マラッカ海峡まで安全を確保しろというような声があるが、しばしばあがっております。これはおそろしく架空のことだと思えますが、そうなりまして、私はここで長官のことはおきいておききたいと思うのですが、軍備によつては必ずしも安全というものは確保できない。したがってそこには、当然のことですけれども、近隣諸国とのあらゆる面での平和の維持のための努力というものが先行されなければならない。そこで冒頭の話に戻ってくるわけですが、長官は、そういう平和の、あるいは安全のための政治努力に重点を置いて、何が何でも、たとえば海の問題について

いえる、艦船を拡大強化することによって、安全が保たれるのだ、そういう道を歩くのではなく、政治による安定の道を歩いていくのだ、その中に部分的に、気休めといつては悪いのですけれども、その自衛隊の海の艦隊が努力をいたしておる、こういうふうなところを考えておいてよろしいですか。

○中曾根國務大臣 おおむね同感でございます。外交的努力を主として、軍事は外交に従属する、そういう考えでいきたいと思えます。

○木原委員 わかりました。

それでは、もう時間だそうでございますが、たいへん長い時間いろいろ問答を重ねましたけれども、最後に一つ、やはり一番心配なのは、それにもかかわらず四次防の構想をなさっていらっしゃる。そして、おそろしく頼んだわけはないと思うのですけれども五次防という声まで聞えてくる。一体どこまで自衛隊を強化していくのですか。自衛隊の限界というものをもう少しはっきりした形で示していただく、何かそういう方途がないものでしょうか。たとえば相手側があることですから、何か状況がおかしくなつて、相手を見れば相手はいろいろなものを持つておる、あそこまで対抗していくのだ、こういうことになりまして、これは、もう御案内のとおり、国の名前があげませんけれども、たいへん強大なものがあるわけですね。これとの競争関係に入れば、冒頭の話ではありせんけれども、これはもう軍国主義への道になると思つておる。ですから、自衛隊が強化をされていく限界を示す——しばしばこの問題は、国会でも問題になりましたけれども、限界の一つのめどというものを国民の前に、ここまですすよと、こう言つて示す方法はないものかどうか、これが一つです。

それからもう一つ、あわせてお伺いをいたしておきたいと思うわけですが、一國の軍備といふものは、これは政治が優先するとおっしゃいました。政治が優先をするということの中心は、状況によつてこれは大きくしなければならぬとき

もあるでしょうし、逆に小さくするときもあるわけですね。ところが自衛隊の十八年は、これは高度成長の中の高度成長、それだから、よいに先が案じられるわけですね。状況がこういうことになれば、自衛隊はこの程度に縮小をしていくのだ、こういう要素というものがなく、とてもこれは国民を説得することはできないと思つておる。不安のほうに先に立つ。ですから、かりに四次防の計画をお出しになる場合には、状況をあわせて、これだからこれだけのものが必要なのだ、こういうふうな問題の出方をしたいのだと同時に、マイナスの計画をお持ちになつていただきたいと思つておる。四次防はこういう計画でいくけれども、しかしながら状況は、中国との間の国交も回復した、朝鮮の分裂国家との関係も改善された、ちやうどソ連との関係が十年前に比べて著しく改善されたような形で改善された、こういう状況がかりにあれば、逆に自衛隊の力というものはこの程度にとどめておいてもよろしいのだ。言つてみれば、一つの増強計画を出すときには、プラスの計画とあわせてマイナスの計画を絶えず持つ、こういう配慮というものがなく、納税者としてはとても納得ができないと思つておる、そういう考え方はどうですか。

○中曾根國務大臣 まず限界の点でございますけれども、防衛力というものは、やはり客観情勢に応じて相対的なものだろうと思つておる。したがつて一番大事なことは、政策統制ということである。でありますから、国会が非常に重要である。先生のような御議論を承ることが、政策統制のためにも非常にきいておる、国民がそれを通じて監視もしているわけでございます、国会の機能が一〇〇%動くような形をとることがますます一番大事だと思つておる。

それから第二番目は、われわれが防衛をやろうという思想の問題でございます。この思想をよく点検していただいて、その思想をそのとおり実行しているかどうか、これは自衛隊を点検されるなり、常時監視していただいて、国会議員の先生方が責任を持つて国民を代表してつとめを果たしていただく、そういうことが大事だと思つておる。第三番目に、いまの数量や兵器の性能の問題がございまして、この点については、いままで申し上げましたように、厳に戒心をしていくつもりでございます。

それからマイナスの計画というお話がございまして、論理的には確かに振幅はあるべきであると思つておる。そして不要な部分は除いて、必要な部分に加えていく、そういうことは当然考えられなければならないと思つておる。しかし現在の日本の情勢を見ますと、高度成長といつても、これは予算面から見ても、あるいは実際の面から見ても、防衛はそう高度成長ではございせん。アメリカから貸与され、あるいは援助された武器を代替するの、いま精一ぱいという状態でございまして、これを国産化によつて代替をして、そして日本の防衛体系をつくり、その上に立つて次の段階が考えられるのではないかと。私は、いまの情勢から見ますと、ある程度の充実ということはまだ必要ではないか、こういうふうに考へておるのでございます。充実につきましては、陸の人間はこの程度でいいが、重点からいへば空、海というものがまだ著しく不足している、そういうふうに考へます。

○木原委員 もうこれで終わりますけれども、私は、やはり将来のことを考え、一つの制度としてぜひ考へてもらいたいと思つておる。というのは、日本の公務員の皆さんは、自分のところと与えられた任務にはきわめて忠実な方たちである。ですから、ともかく自衛隊というものが強くなれば、強くなるというものは、多々あります。予算もよけい取つてきたほうがたいへんいいことなんだ、大きいことはいいことだ、ということでおおむねなる。しかし、これは事と次第によりけりなわけですね。ですから、特に自衛隊という場合には、軍隊というふうな場合には、一つの制度として、長官のおっしゃつたような意味でもなお増強の余地があるのだ、こういうこ

とで増強をお考えになる。しかしながら、状況が変化し、周囲が安定に向かえば、自衛隊はこういう形で縮小していくのだ。こういうことが、プースマイナスという形であわせて、もの考え方として出てこないか、国民の目から見れば、ともかく十八年間成長を続け、四次防、五次防もどうなっていくかわからぬ。しかも経済力が大きくなった。その経済力の上に乗ってやっていけば、これはもうたちまちに世界で指折りの軍隊ができ上がったんじゃないか。しかも近隣諸国を見渡せば、それでもなお足りないという議論が当然出てくる。これでは先行きが案じられるという形が、平均的な国民の気持ちでもあると思うのです。それに答えてはならぬと思うのです。そういう要因をあわせて考えないと、四次防にも不安を持ち、外国は軍国主義の復活ではないかと思う。国民もそうかなと思うのです。それは自衛隊のあり方を含めて、あるいはまた制度の問題としても十分にひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

それからもう時間がありませんので、一言だけつけ加えておきますけれども、かつて——これからもそうですけれども、自衛隊は軍事産業との関係が非常に深くなくて、現在でも深いわけがありません。あなたの前々の増田防衛庁長官は、みずから率いる防衛庁を称して、伏魔殿と机をたたいて、そこで悲憤慷慨をなさったことがある。私は、これらの問題についてもやはりきちんとした制度上のワケというか、措置が必要じゃないかと思うのです。少なくとも新しい兵器や技術の開発あるいはそれを発注をする部局、こういうものは自衛隊あるいは防衛庁が全部一貫作業でやるのではなくて、少なくとも発注については、やはり別な政府機関にゆだねる、つまり防衛庁自体は具体的な金銭関係にはタッチしない、こういうふうな分離の措置等もとってしかるべきじゃないか、こういう意見も持っているのですが、あわせて長官の御

意見を承って、終わりにいたしたいと思ひます。
○中曾根国務大臣 産軍複合体のようなものが出て現れないように、われわれも厳重に監視、戒心してまいりたいと思ひますが、発注の点は、経済的効率とか機能性という面から見まして、やはり防衛庁内部において行なうということが適当であると考えます。
○木原委員 じゃ、終わります。
○天野委員長 横路孝弘君。
○横路委員 私は、きょうは、自衛力の限界について、法律論じゃなくて、実体論からひとつ議論したいと思ひましたけれども、本論の前に二つほどお尋ねしたいと思ひます。
一つは、長官も御承知のことだろうと思ひますけれども、長沼のミサイル基地の設置に關しまして、現在札幌地方裁判所で行政処分取り消しの裁判が行なわれております。ことに入りまして、先月の十三日の法廷におきまして、次に述べます十四の書類につきまして、文書の取り寄せの申請が許可になりました。裁判所のほうから、すでにこれは防衛庁の各責任者のほうに取り寄せ申請が行つておると思ひますけれども、一つは昭和二十九年から昭和四十五年までの統合防衛計画、これは統合幕僚會議の事務局長あてに書類が行つておるはずで、また昭和二十九年から四十五年までの陸上自衛隊の防衛計画、あるいは海上自衛隊、航空自衛隊、それぞれの防衛計画、それから同年度間の陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の教育訓練計画、昭和三十八年度の統合防衛図上計画、いわゆる三矢研究といわれるもの、それからさらにフライング・ドラゴン計画、あるいはブルーラン計画、あるいは松前バレーズ協定、あるいは治安行動草案、あるいは防衛庁長官と警察庁長官との間の治安行動に關する覚え書き、あるいは第三次防衛計画に關する技術研究計画、これらの書類について裁判所のほうに提出してほしいという旨、もうすでに防衛庁のほうに行つておると思ひますけれども、これらの取り扱いについてすでに検討されて、結論を出されたかどうか、その

点をまずお伺ひたいと思ひます。
○中曾根国務大臣 政府委員をして答弁せしめます。
○江藤政府委員 先般三月十三日の札幌地裁の裁判におきまして、裁判長からそのような十四項目の書類の資料の提出の囑託が出ております。あくまでこれは提出の囑託でございまして、法務省のほうで検討いたしまして、現在法務省のほうとして、これを特に提出する意思はないというふうになっております。
○横路委員 その法務省のほうで提出する意思がないということでは、いまだ十四の書類は、それそれ、この裁判の中で、たとえば統合防衛計画については、統合幕僚會議の事務局長あてということになっておりますけれども、それぞれの責任の所在のところにこれらの書類はあるわけでございまして、その存在に關してはお伺ひしたいと思ひます。
○江藤政府委員 十四項目の中には、実際に資料がありますけれども、提出ができない秘密書類もございまして、またブルーラン計画とかいうような全く資料のないものもございまして。
○横路委員 その内容を明らかにしていただいた方がいいです。個々の一つ一つについて。
○江藤政府委員 私、いま急な質問でございまして、資料を持っておりませんが、統合防衛計画とかあるいは昨年度の防衛計画であるとか、あるいは三次防衛までの防衛計画であるとか、そういうようなものの書類はございまして、しかしながらこれは部内におきまして秘密書類になっておりました。部外に提出はいたさないことになっております。それからそのほかの——私はあまり記憶がございませぬが、フライング・ドラゴン計画とか、あるいはそのほかの資料というものは、実際にもございませぬ。

○横路委員 そこで長官にお尋ねしたいのですけれども、この取り扱い、もちろん防衛庁だけのことでなくて、法務省のほうとも十分に検討された上で処理なされるということになると思ひますけれども、自衛隊の現在の姿なり実態というものを国民の前に明らかにしていくということが、やはり長官のおっしゃったように、国民的合意を得るためにも私は必要不可欠なことだと思ひます。いまのお話ですと、法務省のほうでは書類を出す意思はないのだ、こういう話でありましたけれども、ぜひその辺のところを法務省とも一度検討していただいて、たとえば過去の統合防衛計画なりあるいは教育訓練計画のようなものについては、やはりこれを提出をする、こういった方向で、再度検討していただくということについて御答弁をいただきたい。

○中曾根国務大臣 その点は部内でいろいろ協議して、法務省のほうとも連絡しておると思ひますが、法務省の見解というのも非常に大事であると思ひます。よく調整してやっていきたいと思ひます。
○横路委員 この長沼の事件につきましては、いま裁判長に対する忌避の問題なんかも起きておりますけれども、結局さばかれるものは自衛隊の実態そのもの。ところで国民が知らないうちにどんな防衛力を強化して、自衛隊の実態そのものがまさに裁判でさばかれる対象になっておるのです。皆さま方のほうでも、それが合憲なんだということがあるなら、やはりその事実、実態、内容をできるだけ明らかにしていくということになければならぬと思ひますので、ぜひそういう方向で検討をしていただきたいと思ひます。
それからもう一つは、今月の二十一日の日に、日本原の演習場の東地区で、この演習に反対しておる地元民がすわり込みをしておるにもかかわらず、百五ミリのりゅう弾砲の実弾の射撃訓練をしたというところにつきましてお尋ねをしたいと思ひますので、同僚の議員から質問がありまして、それに對して中曾根防衛庁長官のほうでは、十分実情を調査した上で善処をするというふうに御答弁になつておると思ひます。その後の調査をされた内容、これの御報告をいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 調査の結果を政府委員から答
弁せしめます。

○江藤政府委員 その後私どものほうで調査しま
した結果によりましては、射撃並びに警備上の面
から見ました負傷者等は一名もございせん。

○横路委員 負傷者がいないからそれでいいとい
うのじゃなくて、その間の経過なりいささつにつ
いて一体どういうことになっているのかというこ
とをやはり御報告願わなければ、負傷者がいないか
らということでは済まされる問題ではないのです。

○中曾根国務大臣 従来、日本原演習場はもっぱ
ら西地区のみの短距離射撃を実施して、いまし
が、今回は、今後当演習場の全面使用をはかる目
的のもとに、特科部隊による東地区への実弾射撃
を実施するための演習を行なったものでありま
す。すなわち、四月十八日から六日間、第十三特
科連隊第二大隊七十人により一〇五ミリりゅう弾
砲の実弾射撃を行なうこととし、その計画概要に
ついては、四月十一日に関係町長に通報してあり
ます。

この計画に基づき、四月二十一日十二時三十一
分から三十七分の六分間にりゅう弾三発を射程三
千八百メートルで西地区から東地区の弾着地域に
射撃したものであります。砲弾は弾着区域縦二百
メートル、横百メートルの中央の目標に対し、十
メートル以内三発とも命中、その破片は縦三十
五メートル、横七十メートルに散布したにとど
まった。

なお、射撃にあたっては、危険防止のため弾着
地域をほぼ中心として東西約四百五十メートル、
南北約六百メートルの危険地域を設定した上、さ
らにその外側に立ち入り禁止地域を設ける等、安
全に万全を期してやりましたものであります。

そして、当演習場に警察の調査によりまして
も、実射並びに警備面での負傷者は一名も出てお
りません。すなわち、今回の日本原演習場東地区
への実射にあたっては、あらかじめ午前六時から
空陸両面から関係区域の捜索を行ない、その結
果、八時四十五分五名、九時から十時四十五分

の間六名、他の一名は、危険区域外の山奥に逃
げ込みましたが、二十一時二十分ごろ演習場外の
部落内で発見されております。そうして十時三十
分九名を下山させるとともに、十一時十分八名を
着弾地で発見、これを背後地観測点に同行し、射
撃終了後、安全を確認した上で下山させました。
また十一時ごろ危険区域内に入っていた学生七名
も場外へ退出したことを確認しております。

なお、他の数名が背後地観測点より下山した八
名と相前後して十三時二十分過ぎに那美池付近に
下山した際、危険区域に入っていたと述べ、他の
者がこのうちの一人が負傷したのではないかと述
べましたが、危険区域内にいたことは確認され
ず、負傷したと述べたことについても、射撃によ
るものであるとの申し出はございません。

したがって、防衛庁としては、射撃による安全
確認の措置を完全に実施したものであり、さらに
射撃によって人に傷害を与えた事実はないとい
ことを確信しております。妨害の排除の措置につ
いても、説得により平穏裏に下山または背後地観測
点に誘導しており、擦過傷を負ったと述べている
ものについては、少なくとも砲弾の破片等による
負傷ではないことは明らかであります。

○横路委員 そうすると、いまの報告によりま
す、危険地域の中には人はいなかったというので
すか。

○中曾根国務大臣 いなかったようです。大体弾
着地点にいまの大きさの、二百メートル、百メー
トルというものを設け、その外側にまた安全帯を
設け、そして警備兵を置いてやりましたものであ
って、この弾着地点に該当する人たちはいなか
った、こういうことになっております。

○横路委員 私のほうで聞いている話では、弾着
地点なのかその周辺の安全地帯なのかわかりませ
んけれども、その中に十名ほどの人間がいて、そ
して負傷者はいないけれども、その爆撃でびく
りして、一人は何か意識を失ったらしいのです。
いずれにしても、二百メートル以内のいわゆる危
険地域、警備隊を置いていたその中の地域に十名

ぐらいの人間がいたという報告を受けているので
すけれども、その点についてどうですか。

○中曾根国務大臣 当日は午前六時から自衛官約
六百五十名、警察官約三百六十名をもって危険地
域及びその周辺を念急に捜索し、人員が存在しな
いことを確認した後、さらに射撃直前の午前十一
時から、念のため、約一個中隊をもって危険区域
を数回にわたり精査するとともに、午前六時から
射撃終了までの間、演習場内三十一カ所に監視所
を設け、一カ所当たり自衛官三、四名を配置して
警戒に当たったほか、ヘリコプター四機をもって
空中からも捜索、警戒を行なったのであります。

また、十二時三十一分から十二時三十七分まで
の一〇五ミリりゅう弾砲による実射の後、十三時
から十五時三十分までの間、ヘリコプター二機を
もって弾着地周辺を点検、十四時三十分から十五
時四十分までの間、約百六十名をもって地上点検
を行なったが、全く異常を認めなかった。

さらに十四時四十分ごろ、地元住民一名が行く
え不明となつているとの地元住民からの申し立て
により、十五時四十五分から約三百二十名をも
って関係住民と協力して山狩りを行なったが、約六
時間後の二十一時二十分、その一名はすでに下山
しており、その居場所が地元消防団員によって発
見されたとの報告を受け、二十一時三十分帰隊し
た次第であります。

以上のような手配をしたのでございまして、措
置は遺漏なかったと考えております。

○横路委員 いまの報告によりまして、全く過失
がない、あるいは危険のないことを十分確認した
上でやりましたのだ、こういうお話でありますけれ
ども、私のほうで聞いている話とは、非常に内容が
違うのです。そこで、私は、こういった問題は非
常に重大な問題でありまして、安全を確認して
やったのかどうかという事実の確認の問題にも入
りますので、やはり当委員会が調査団を組織して
現地に行つて、現地の住民とも話し合つて実情に
ついて調べるといふ措置が必要ではないかと思う
のですが、これはぜひ委員長の方で、理事会に

はかつてそういう措置をしていただきたいと思
います、いかがでしょうか。

○天野委員長 いずれ理事会で御相談申し上げ
ます。

○横路委員 自衛隊のこういう演習に際しては、
やはり安全を確認する、人命を尊重するという視
点に立つてやらなければいけないと思うのです。
その取り扱いはいあとで行なうということござ
いますので、時間もございせんから、本論に入
って二、三質問したいと思ひます。

先ほど木原委員からも質問が出ておりましたけ
れども、やはり国民の中には、自主防衛論とい
うこと、いまの経済成長をバネにして伸びていく
防衛力の増強というもののに対する不安があると思
うのです。これは、国民の中にあるばかりではな
くて、世界じゅう、日本の周辺の国それぞれの中
にある。一つには、きのうもこの委員会で問題に
なつておりましたけれども、中国がいわゆる日本
を軍国主義だといつて批判している。この軍国主
義だと批判している内容というのは、いまの自衛
隊の力に対する一つの恐怖心みたいなものが私は中
国にあると思う。これは中国ばかりではないの
で、きのうの夕刊にも出ておりましたけれども、
アメリカの下院の外交委員会のレスター・ウルフ
を団長とするアジア特別調査団もいつているの
は、いまの自衛隊は、アメリカのほうで放置して
しまったら、どこまでも伸びるのじゃないかとい
う。あなたは先ほど、アメリカには気がねしない
のびのびとやっておるという御答弁をされてお
りましたけれども、そのことが、まさにアメリカの
中にもこうした不安を持つ人が出てきている。東
南アジアの中でも、フィリピンをはじめとして、
戦前日本のいろいろな脅威を受けた国の中には、
やはりそうした感じを持っている国々が相当ふえ
てきているのです。

そこで、こうした日本の軍勢力を脅威と考える
国が、中国にしても、フィリピン等の東南アジア
の国にしても、あるいはアメリカの中の一部の人
たちの中にも出てきているというのは、私は非常

に重大な問題だらうと思ひます。日本の外交の基調というものは平和外交であるというふうな考えますと、政府の主観的な意図は別にいたしまして、客観的な自衛隊のいまの戦力というものが、そうした恐怖感を与えている。この点について、長官のお考えをお伺いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 海外からのそのような御判断はおのおの自由でございますけれども、日本の実情に対する非常な認識不足があるように思ひます。ただし、先ほども申しますように、日本の経済力が非常に伸びておるといふこと、この民族が非常に優秀で、この経済力と優秀な民族が、一たん軍事に転化したら非常に恐ろしい力になる、そういう危機を持ち、その危機が先に出てきているのだらうと思ひます。現状は、いまこのように平和な政策をし、つつましくかいていっているものでありまして、その心配はない。しかし、日本にはそういう経済力と優秀な民族という素地がありますから、誤解を与えないように、嚴重にその点は戒心してやっていかなければならないと思ひます。

○横路委員 結局それは受け取り方に問題があるので、誤解だというふうにおっしゃられますけれども、特に中国なんかの場合、日本に対してそういう受け取り方をすること自体が、今度は中国のほうで日本に対抗してさらに武装を強化していくということになるのです。誤解だといってそれで済まされる問題ではないと私は思ふ。今後日本が平和外交を進めていくのだというのを言っても、一方、日本の周辺の地域の国がそうした誤解を持って、誤解に基づいてさらに武装強化していくということになれば、これはアジアの緊張を緩和することにならない。むしろ激化することになるのではないか。これは何も経済力だけではなくて、やはり自衛隊の力、戦力というものの対する一つの恐怖感というものがもうすでに出てきておると、今後外交を進めていく上で、この日本のいまの防衛というのはかえって一つのガンになって

くる、そういうような感じさえ私はするので。その辺のところを重ねて御答弁いただきたい。

○中曾根国務大臣 先ほども申し上げましたように、日本のそういう力が転化した場合のことを考へての予防、警戒措置的な発言ではないか、私はそう思ひます。

○横路委員 予防、警戒措置、こうおっしゃられるけれども、そのことによって実際に、たとえば中華人民共和国が日本を意識して防衛を強化していく、こういうことになれば、やはりアジアの緊張を激化させることになるのではないかと。では、長官にお尋ねしたいと思ひますけれども、いま日本の自衛隊の戦力は、一体アジアにおいてどのくらいですか。陸、海、空、それぞれについてお答えいただけますか。

○中曾根国務大臣 政府委員をして答弁せしめます。

○大戸(基)政府委員 数で申し上げますと、まず陸で申し上げますと、中共、インド、韓国、南北両ベトナム、中華民国、北朝鮮、パキスタン、インドネシアに次いでおります。十番目になります。海でいいますと、中共、インドネシア、中華民国の次で、四位になります。それから空でいいますと、中共、インドに次いで三番目になります。以上でよろしうございしますか。

○横路委員 たとえば、陸上自衛隊の場合は、兵員数でいくから十番目、こういうことでありますけれども、火力等も含めた総合戦力という、日本はすでに中華人民共和国に次いでアジアで二番目だということをいわれている。この点についてはどうですか。

○大戸(基)政府委員 総合的な戦力というのは、具体的にはかることはきわめてむずかしいと思ひます。人の質の面、精神力の面、国民の基盤の面、装備のそれぞれの性能の面、そういったものを全部総合しなければ、そういうものは出てまいりませんので、アジアにおいて何位だというふうには具体的に申し上げることは、なかなかむずかしいと思ひます。

○横路委員 そうおっしゃるならそれでもいいですけれども、いずれにしても、いまおっしゃった経済力の問題を考へてみても、少なくともアジアの西側陣営の中では、すでに一番のそういう大きな戦力を持っていると私は思ふ。海軍のトン数あるいは飛行機の機数でいっても、もうすでに二番目、三番目という状況にあるわけですから、これが、私は、そうした先ほどの米の一つの脅威というふうな受け取り方になっているのではないかと。そこで、長官にお尋ねしたいと思ふのですけれども、海にしてみても足りないのだ、陸上については人員はそれで大体満足しているというお話だったので、それだけでも、実情は、いま御答弁があったような実情なんです。そこで、日本の防衛構想といふことが、戦略構想といふことか、このアジアの周辺だけを限定して戦略構想といふものを考へておられるのか、それとも、もう少し広く、アジアといつてもいろいろの地域がありますけれども、東南アジアから何から、もう少し周辺を広げた範囲で日本の防衛構想といふものを考へておられるのか。私は、それによって自衛隊の戦力の限界といふもののおのずから出てくると思ふのです。その点について、どのようにお考えですか。

○中曾根国務大臣 自衛隊に関する限りは、アジアとかそういう大それた考えじゃなくて、日本本土周辺を考へてやっておるわけです。

○横路委員 私は、それならば、もうすでに自衛隊の戦力が十分じゃないかというように考へるわけでありまして、その点についてさらにお尋ねをしてみたいと思ふのです。

いま世界の国の中で防衛予算がどんどん増加してきている国というのは、先進国の中では日本だけだと私は思ふ。御承知のように、ソビエトも、アメリカも、もうとうとう防衛費の負担にたえかねて、防衛費の削減というのがことしの予算の中から行なわれていますし、ヨーロッパの諸国どこをとってみても、国防費のワックに対して

限界をはめて、その中でやっている。増加はしてないのです。イギリスにしたら、西ドイツにしたら、みんな同じなんです。その背景には、一つには、やはりフルシチョフ以後の平和共存路線の問題、緊張の緩和というものが、そのまま継続している。特にヨーロッパの場合は、そういう背景が、このような防衛費が伸びない、押えられていて現状となっていると私は思ふのです。日本周辺の地域に關して考へてみましても、ベトナム戦争はありまして、小さい紛争はあるけれども、大きな点で直接日本に脅威を与えるような、そういう情勢の変化というのは、ここ四、五年何もない。それなのに、毎年一六%も一七%も一八%もというぐあいに、どんどん防衛費が伸びていっている。

そこで私は長官にお尋ねしたいのですけれども、アジアの現在の情勢の中で、日本に対して特に脅威を与えているような点、そういう不安を感じる点というのは、現在あります。あるいは、これから四次防の構想を立てられる、これから五年間の見通しでもつけよう。そういう情勢の変化といふのは考へられるでしょうか。

○中曾根国務大臣 日本の防衛費がふえた、こう言われますけれども、一九六八年、六九年を見ますと、アメリカが二十八兆六千四百七十四億円、ソ連が十四兆三千二百八十八億円、中共が二兆五千二百億円、インドが五千二百二十七億円、日本がことし初めて五千六百九十五億円、こうなったのであります。そのほかの国々は、毎年、これだけの金額を、蓄積してきているわけです。日本はようやく五千六百九十五億円という台になったので、ともかくスタートがゼロからスタートして、非常に微弱な力が出てきているので、伸びの倍率は多少大きいかもしれませんが、絶対額から申したら、問題でない数字であるわけです。そういう点をぜひお考え願ひたい。

それから、日本が持つておる武器は、ほとんどアメリカから貸与されあるいは有償、無償の援助で来た、古い、第二次大戦中のアメリカの老朽兵

器が大部分である。そういうものを代替して国産の兵器でかえていくという、そういうお金が大部分を占めておる。私は国産化及び自己開発の金をずいぶんふやしたいと思っておりますけれども、いまの情勢では、そういうアメリカの陳腐化したものに代替するという努力が相当部分を占めなくてはならぬ。そういう点を見ますと、金額のみならず内容を見ましても、それほど脅威を与えるという内容にはなっていないのです。したがって、よくいわれますように、防衛費が多いとかあるいは伸び率が大きいとかいう、そういう一般的な考えでものを考えにならないで、中身をよく点検して、歴史的因縁までよくお考え願って御議論願ったほうが、正しい議論になるのではないかと考えます。

○横路委員 そこで、その中身を点検して議論するために基本的な認識となるその情勢の変化について、どうお考えになりますか、こういうのが私の質問の趣旨だった。その点については何も触れられないで……

○中曾根国務大臣 ここで申し上げましたように、顕在的脅威というようなものは、私は目下のところはないと思えます。しかし、防衛というものは、一年や二年あるいは三年、五年というような短期間にものを考えるべきではなくて、私は、何を防衛するかと言われたときに、それは祖先から子孫に引き継いでいく日本民族の生活共同体及びその国土である、そういうことを言って、連絡として続いている生活共同体と国土を守るという考えに立たなければいけない。最近の百年を見ましても、日清、日露の戦争あり、欧州大戦あり、満州事変あり、さまざまな榮辱を浴びて歴史が推移してきているわけです。したがって、今日こういう状態から明日はそのまま続くとはいえない、そういう意味において、日本の地政学的位置とか環境とかそういうものから考えた、ある平均単位の防衛力というものを恒常的に用意しておくということは、非常に重要なことです。そしてそれが客観情勢等に応じて振幅を持つていくというこ

とが正しいやり方であろうと思うのです。そういう面から見ますと、日本の現在の防衛費及び防衛という問題の国政の中における地位等を見ますと、まだきわめて節制と節度のあるポジションを占めておるのでありまして、私は、この現状は軍国主義であるとかはかのくに脅威を与えようというふうなものではない、こう確信しておるわけです。○横路委員 私たちのほうも、その国民の生活を守るあるいはこの国の歴史と伝統を守っていくという、さらに豊かな生活を実現していくというところについては異論がない。そのために、はたして軍備をもつて守るのがいいのかどうなのかという点で議論をしているわけでありまして。

そこで、ともかく絶対額がわからないんだから、どんなに伸ばさなければならぬというお話でありましたけれども、いま日本は、国連の十八カ国軍縮委員会に出席しているわけです。先日、佐藤総理大臣が参議院の予算委員会でもうこの答弁をなさっている。防衛力というものは相対的なものだ、しかし相対的なものだということになる、と、際限もなくなるといふ心配がある、だから大体各国とも少なくとも将来は軍縮の方向へ向かうべきだということでも努力をしている、日本もジュネーブで努力をしているんだという発言があった。私は、この発言の限りでは非常に賛成なんです。現在この十八カ国軍縮委員会でも米ソそれぞれの案が出されて、いずれも最終的な目標というものは軍備を全縮する、全面的に撤廃するという方向なんです。二つの案にいろいろ基本的な違いがありまして、ソビエト案では五年でこれをなくしよう、アメリカの案では六年以上でこれをなくしよう、アメリカの案では、これは将来の問題でありまして、そこでは私は、これは将来の問題でありまして、日本も、日本の安全保障政策としても、国連のレベルでこうした軍縮の条約というものができた場合に、やはり日本としてもこれに当然参加する。将来的な展望としては軍備を全然なくしてしまうんだ。もちろんそれにかわるものとして、いろいろこれは検討されているところでありまして、いますぐ二年、三年でどうこうという問題ではないけれど、

でも、しかし私は、少なくとも七〇年代の終わりにまでにはこれを実現しなければならぬし、またいまの世界情勢を見ていくと、だんだんそういう方向にやはり進みつつあると思うのです。こうした将来の展望と、さらに国連のレベルでそういう話し合いがまとまった場合の日本の安全保障、私はやはり軍備全廃という方向で行くべきだと思えますけれども、その点について、防衛庁の長官としての立場からのお考えをお伺いしたいと思っています。

○中曾根国務大臣 私は、個人の政治哲学として、民族非武装、人類武装というのが次の人類の段階として適当であると考えておるので、そういう方向に持つていくために軍縮ということとは非常に大事な仕事であると思えます。ですから、国際的にそういう協定ができれば、当然日本も参加すべきであると思えます。それから、でき得べくんば世界じゅうが日本の自衛隊みたいなものに防衛力を変えていってもらいたいというのじゃないか、そう思います。

○横路委員 しかし、もうすでにアジアではこれは三番目、四番目という力を持つているのです。世界は、世界の国がみんなそんなに防衛力を増強したら、とんでもないことになると思うのです。だから、どうしてもここで自衛隊の実態というものの、内容というものを国民の前にできるだけ明らかにしていくことが、私は必要だろうと思うのです。

そこで、この軍縮の方向にだんだんいまの国際情勢の中では歩みつつあると思う。そのイニシアチブを日本がとったらいんじゃないか。少なくとも、先ほど長官は顕在的脅威というものは日本の周辺にはないというふうにお答えになりました。ですから、防衛力の今後の増強と新しい技術の開発ということとはもうやめて、消耗したものを補給するという程度にして、そしてこのあとは日本の外交に、たとえいまシベリア開発に日本の財界まで行って話をしているのです。そうしたソビエトを相手にして、いろいろ陸上自衛隊をどう

する、海上自衛隊をどうする、航空自衛隊をどうするということを考えるのは、軍人ならともかく、政治家としては私は妥当ではないと思う。シベリアの開発の問題あるいは日中の国交回復の問題あるいは北朝鮮との国交回復の問題、そういう方向で日本全体の政治の動きというものを持っていかなければならないと思うのですけれども、この防衛力の増強を凍結するという点については、いかがでございますか。

○中曾根国務大臣 外交を重視して、外交の機能を非常に働かせるという考えは賛成です。しかし、防衛力を凍結するということは、目下のところは不適当であると思えます。

○横路委員 結局足りないのだ。それじゃ、陸上自衛隊にしても、航空自衛隊にしても、あるいは海上自衛隊にしても、どこまでその用意をすれば十分なんだというところになれば、それは相対的なものだから具体的にはお答えできませんという答弁がはね返ってくるのです。そこに私はやはり国民が不安を感じている大きな理由があるだろうと思うのです。

そこで、二、三お尋ねをしたいと思うのですけれども、国防の基本方針の中には、防衛力増強のものとさして、国力、国情に応じて、自衛のため必要限度で効率的な防衛力を漸進的に整備するということも明らかにしている。しかしその防衛力の整備計画、第二次、第三次のそれぞれを見てみますと、第二次の整備計画の中では、局地戦以下に有効に対処するための防衛力の整備、これは非常に限定されているわけです。これが三次防衛力になりまして、侵略に対する抑止力として有効な防衛力、四次防衛の点につきましては、前に有田長官のときに、局地的な直接、間接侵略に独力で対処できる防衛力の整備というように、だんだんその範囲というものが広がってきている。そこで、日本の基本的な防衛構想を考えると、一体この侵略に対する抑止力というものをどこまで考えたいのか。戦略、戦術の、核に対する抑止力というものは、考えればやはりこれはもう核による

以外にない。それは日本は持たないのだ。そういうことになりまうと、軍事的な観点から限れば、一体この抑止力ということについてどの程度のこととを今後の方針としてお考えになっているのか、この点を明確にしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 抑止し、また侵略があれば排除する。この抑止と排除は、本土防衛に關して必要であるかと思ひます。抑止については、日本がそういう自衛力を持つて、来たからやられるぞ、うかつに侵略できないぞ、そういう心理的効果を与えておくということが抑止力になるだろうと思ひます。また、平和愛好民族としての政治を行なつて、國際的にもそういう国であると世論的に認められていくことも、國際政治の上から大事なことだろうと思ひます。そういうような両方の面の努力をわれわれはしていく必要があると思ひます。

○横路委員 そこで、その抑止力として考えられている相手方の攻撃力、これをどのようにお考えになっているのかということなんです。これは通常兵器による攻撃、段階がいろいろあると思うんです。核については、いままでの答弁をお伺ひして見ますと、これはアメリカの核のかさで守つてもらうんだ。そうしますと、通常兵器による攻撃といつても、これはもういまの段階では非常な際限がないわけなんです。一体どの辺のところまでお考えになっているのか。そこを明確にしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 これは相手もあることですから、何でも来るか、それは相手の意図によるのでわかりません。ある場合には間接戦略で、武器補給をやるといふ場合もありまうし、ある場合には航空母艦や潜水艦で来るということもありまうし、ある場合にはゲリラで補給線を断つといふ場合もございまうし、そういうわけで、これは一がい言えない問題であると思ひます。

○横路委員 先ほどお答えになりましたけれども、抑止力ということになると、やはりある程度の脅威あるいは相手に對する打撃力というものを

日本が持たなければ、脅威にならぬわけです。この点はいかがですか。

○中曾根国務大臣 それは當然のことです。来たからやられるぞという、そういう意味の心理的効果を持つていなければ抑止力にならない。

○横路委員 そうすると、従来日本の自衛力を考える場合に、他國に對して脅威を与えるような武装はしないんだというのが憲法上の一つの大きな制約として、何回も皆さんのほうで答弁されてきたことなんです。いまの答弁によると、やはりある程度脅威を与えなければならぬ、私はやはりそこに微妙ではあるけれども、大きな違いがあると思ひます。その点、いかがですか、重ねて。

○中曾根国務大臣 日本は外國に對して侵略あるいは攻撃的脅威を与えることをやらないという意味であります。本土に來たものをこちらがたたくというのは戰術的攻撃力であつて、それが防衛の上にも必要不可欠の要素にもなつていくものでしょう。そういう意味においては、矛盾しているものではありせん。

○横路委員 時間がないので、なかなか質問があるんですが、もう一つだけお尋ねしておきたいと思ひます。

中曾根防衛庁長官の自由民主党の安全保障調査会における演説要旨というのを私たちがこの委員会のほうからいただいたのですけれども、その中で、自衛隊はすでにかなりの実力を備えているんだ、ある程度の局地戦においてはアメリカの支援がなくても外からの攻撃を寄せつけられないことができる、あつてもこれに對して撃退し得るんだというようにお答えになつていらるんです。ある程度の局地戦といふのは一体どの辺のところを想定されてこつた御発言になつたのか、それを明らかにしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 大規模な近代兵器を駆使した組織的侵略といふものはなかなかむづかしいんですけれども、ゲリラであるとか、普通小規模に行なわれる程度のもので、つまりゲリラ的なものですね、そういうものについては、かなりの抵抗力を

持つてゐる、そういう意味であります。

○横路委員 そうすると、もう間接侵略に對しては現在の自衛隊の力で十分対処できる、こういうことでございませう。

○中曾根国務大臣 おおむねそうです。

○横路委員 そこで、日本に對する直接侵略の内容容、どういふことを想定されているのか。日本に對する武力攻撃です。いろんなケースがあるだろうと思ひます。日本に對して直接攻撃をしてくる、あるいは世界戦争の中で日本が戦争に巻き込まれてしまふ、あるいは日本の近海で漁業に従事している人に対する攻撃から戦争状態あるいはそういう状態になる。一般的に直接侵略といふ広い概念でいわれますと、一体直接侵略のどこに日本の自衛力の限界を持つていくのかということがなかなか明確になりませうから、どういふ類型を直接侵略の内容としてお考えになつていらるのか、それを明らかにしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 防衛局長をして答弁せしめ

○大戸(基)政府委員 これも千差万別で、なかなかお答えしにくいわけですが、いま先生のほうにお答えになりましたようなことも、一つの可能性として考えなければいけないことじゃないかと思ひます。ただ、われわれの現在の段階における防衛力整備の基礎となる考え方としては、まず核戦争といふことも理論的にはあり得まうし、それが、そういうものはわれわれの防衛力の整備計画では考えない。それから第一次あるいは第二次大戦のような戦争形態も理論上はあり得まうし、しかしそういうものも考えない。これは安保体制によるんだ。わがほうの自衛隊でそういうことを排除するといふことはとらないといふのが、まず大きな前提になります。日本本土周辺におけるいろいろな紛争に對処するんだ、逆にいえばそういうことになるわけでございます。

○横路委員 本会議の予鈴が鳴りましたが、ほんとうはそこから議論が出發していく出発点によろしくなるわけなんです。まあまたの機会を見てそ

の辺についてはひとつこまかく、私たちも皆さんのほうの土俵に上がつて、その土俵の中でこれからいろいろ議論をしていきたいと思ひますので、最後に、これはひとつ中曾根長官のほうに要望したいことなんですけれども、自衛力の限界といふのは、結局相手との力の關係で相對的だ、相對的だといふことをいふからには、日本の周辺の脅威の内容といふものが一体どういふもので、それに對してどういふようなケースが想定されて、どの程度の防衛力であれば十分なのかといふことがなければいけない。それをやはり國民に納得させるというのが、私は、防衛庁の立場から見ても、防衛庁のほうではやはり当然そうやるべきだと思ひます。ところが、従来の二次防なり三次防を通しての國會の議論といふのを議事録で見ますと、ともかく皆さんのほうは、その辺をもう全然お答えなさうと思ひません。たとえば仮想敵國の問題にしてもそうあります。そういう基本的な考え方といふのを抜きにして、ともかくアメリカから借りてくるから、これは日本のものにかえなければならぬ、古いから新しくしなければならぬ。先ほど御答弁になりましたように、絶対的なものにとにかく不足なんだから、何とか大きくしなければならぬといふ、そういうた装飾計画、その次元での議論にしかならぬ。だから、私はそういう意味で、この周辺の脅威の内容なり今後の國際情勢の変化なりといふその辺をやはり基本的な押えて、しかもそれについて防衛庁としての考えを國民の前に明らかにして、そうしてその上で四次防についての基本的ないろいろな問題についての議論の土俵といふのをつくりたいと思ひます。皆さんのほうからそれをつくりたいと思ひます。この点を最後にお伺ひして、残念ですが、時間がありませんのでやめにいたします。

○中曾根国務大臣 その点は次の防衛計画をつくる一つの基礎条件でもありますので、目下策定中でございます。いずれ適当なときがまいりましたら、適当な量にいたしまして公表したいと思ひます。

○横路委員 じゃ、終わります。

○天野委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後四時五分開議

○天野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。門司亮君。

○門司委員 私は、同僚各位の了承を得まして、忙しい時期でもございますし、あとの会議の都合もあるかと思ひますが、ごく簡単に質問を終わりたいと思ひますが、ひとつ当局も、あまり発言を私のほうからしないで済むように、ごく簡単に、明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

お尋ねをいたしますことは、すでに再三のいままでの話し合いの中で十分御了承のことと思ひますので、私、ごく簡単に申し上げますが、昭和三十三年の事故でございます。これは厳格にいえば非常にむづかしいことともいろいろあるかと思ひます。昭和三十三年の九月八日に米海軍のジェット機が神奈川県の大和市上草柳二百七番地の四の館野正盛所有の鉄工所に墜落して、そして館野君の子供が三人と従業員が二人なくなりまして、工場がめちゃめちゃにされた事件のあったことは御承知のとおりであります。この事件に関連して、その後の処置の問題についていろいろいささかございまして、今日までこの事件が完全に片づいておられない。きわめて遺憾な問題でございます。単に個人の問題とはいえないながら、発生後すでに六、七年にもなつていまだに事件が解決しないということは、私どもだけじゃなくて、政府もやはり遺憾なことだと思ひなつておると思ひますが、そのことについてのごく簡単な御質問を申し上げたいと思ひます。

それで、質問をします要旨は、御承知のように、その当時の損害の賠償についてございまして、損害の賠償についてここに当時の書類がございまして、この書類をずっと見てみましても、損害の賠償についてのいろいろないきさつがあるようございまして。工場がこわされてほとんど全壊いたしておりますので、営業のできないことは当然であります。ところが、賠償の対象としては、この営業補償というふうなものではなくて、賠償の対象になつておられない。そういう営業補償というふうな不確定要素については、協議の際にはどう問題にしていけないかと思ひますし、また当時の状況がそうであつたように聞いております。それからもう一つ大きな問題は、遺族補償につきましても、 Hoffman 方式につきましても、御承知のように最高裁の判決等を見ましても、第三項を適用するようになっておるかと思ひますが、これが当時は第二項の非常に価格の低いもので算定されておることも事実であります。

こういふ問題をずっと総合いたしてまいりますと、本人の当時の損害の請求額と賠償の決定額との間には、非常に大きな開きがございます。これらの問題をいまここで私は多かつたとか少なかつたとかいふ議論をしようとは考えておりません。この問題はとにかく曲がりなりにも一応解決を見た形を示しておりますので、これをいまさら追及しようとは考えておりませんが、問題は実はここから発生してあるのでございまして、したがって経過を申し述べないわけにはまいらないのであります。

これから発生した問題としてはどういふことかといひますと、当時この土地は御承知のように厚木の米海軍の飛行場に非常に近い距離でありました関係から、工場の再建をしようと思ひましたが、その距離の関係においてこの不適当な土地であるという政府側の断定で、この敷地は全部国が買取をいたしております。そこで問題になつてまいりますのは、鉄工所を続けていこうとすれば、おまえのこは不適格だからというところで国が土地を買収してしまわれる。そうするとどうし

ても代替の土地を求めないわけにはまいりません。そこで当時の施設庁といたしましては、その代替の土地を見つけてあげるといふことが、一応口約束であつたとかなくなつたとかいふような議論はあつたようございしますが、しかし、されたことは私は事実だと思ひます。それを裏づける証拠は、ここに神奈川県庁から出てまいりました書類が二、三ございまして、これによつても私は明らかだと思ひます。

そこで問題になつてまいりますのは、それならその土地をどこにするかといふことで、ここにその当時の日誌がございまして、この土地をあっせんするいろいろ施設庁の役人、あるいは県庁外課の役人と一緒に方々見て歩いたという日誌がございしますが、かなり多方面の敷地を物色された努力が払われたことは明らかになっております。そこでまたまたここならよろしいのではないかといふことの行なわれた土地がございまして、その土地の所在地は、相模原市の麻溝台の佐野原千五百九十五番地、こう書いてありますが、これは大体大蔵省の所管で普通財産である、そうして現在宅地地であるが、しかし空地になつていふことになつておりました。ここならどうかといふことので一応話が進められたようございまして、これはそのときの書類の証拠づけであります。昭和四十二年十月十六日付で神奈川県外部の渉外課長から館野正盛氏あてに「さきに依頼のありました事項について横濱防衛施設局に照会したところ、次のとおりでありましたので回答いたします。」と書いて、所在地は相模原市麻溝台佐野原千五百九十五番地、公簿地目は雑種地で三千三百八十五、現況は宅地であるが空地である、現在は大蔵省所管の普通財産といふことで、これは明確に県庁からこの土地の裏づけをする書類が実は参つております。それと同じように、同じ日付で当時のこれらの問題を担当いたしておりました神奈川県庁の道佛という課長からやはり同じような書類が来ております。「当時の担当課長としての記憶によれば、上記回答文書の経緯は次のとおりである。」

1 事故発生後、館野正盛氏と横濱防衛施設局との間には、米軍飛行機墜落事故による損害賠償の問題と工場再建のための用地問題とが関連して進められていたと記憶している。2 工場再建問題について館野正盛氏は当初、従来の場所に再建することを計画していたが、横濱防衛施設局は、その場所に再建しないよう要望し、館野正盛氏所有の当該土地買収の交渉を行つたものと記憶している。3 このような交渉の過程において、「これに対し、館野正盛氏は、当時の県内土地価格の状況から国による買収価格と相当の価格で国有地を売却してもらいたい旨の主張をしていた模様である。4 標記の回答文書は、館野正盛氏の依頼により、上記工場再建のための代替地払い下げあつた件に関連して、その地番、地目、面積等を横濱防衛施設局に照会して、その結果を連絡したものである。」といふことで、これがさき申し上げました公文書の裏づけとなつておるのであります。したがつて、これらの問題を考えてまいりますと、当然施設庁が解決の当時に賠償の低かつたこともさることながら、工場敷地を全部国が不適当だといふて買上げたその代償としてあつせんするといふことは、明確な約束された事実だといひても私は差しつかえがないと思ひます。単なる口約束ではなかつたと申し上げても差しつかえがないかと思ひます。ところがこれがいまだに実行されておられない。時間がございましていまだに実行されておられない。一ぺんに回答を求めたいと思ひますが、その後のこの土地の状況を調べてまいりますと、きわめて最近において、この土地は大蔵省に他の事業団体から払い下げの申請の出たおる事実が明らかになつてまいりましたのであります。そうなつてまいりますと、周囲の事情からさつと考へてまいりますと、この土地はおそらくいま申請されております事業団体に払い下げられることが

順当ではないかと私は思う。そういう地理的条件を備えておるわけであります。そうなつてまいりますと、三十九年以來ずっといろいろいきさつはあつても、とにかくあつせんしよという事でやられたことが、また全部御破算になつてしまふ。そうすると、これが一体いつ実行されるかという事になつてしまふ。工場を再建しようとしても、不適格だといつて、土地は国が、これは非常に安い価格であります。当時あの辺は坪一万二千円くらいで買ひ上げておりましたので、当時の価格としてもかなり安い価格であつたと思はれる。そしてその代地をあっせんしようといつたが、いつの間にかその土地がなくなつてしまつたといふことになる。一体本人はどこへいけばいいかといふことにならざるを得ないのであります。この種の事件の事後処理としてはきつめて遺憾な問題であらうかと私は考へております。長官も部長も御存じのように、中曾根大臣に、きょうは大蔵省の参議院の關係でこちらに見えないといふもので、先ほど委員会の前に、皆さんの前で大臣とお話してこの由を伝えまして、大臣も本人に対しては非常に気の毒だといふことで何とかしてやれといふ御答弁があつたこと、長官も聞きになつたと思ひます。この種の問題でありますから、くどく申し上げますと非常にたくさん書類がございます。ございませうけれども、これを一つ一つ拾ひ上げると、安保条約の第六條から来る問題まで引きずり出して話をしていふと非常に長くなりますから、これは賠償済みだといふことで一応施設も考へておるようでございますので、そこまで私は追及いたしません。そのときの価格が安かつたか高かつたかといふようなことでここで議論しようとは考へませんが、そういう問題のよつて来た原因から現状を考へて、できるだけ早くこの問題の処置をして片づけてしまひませんと、一個人の問題であるとはいひながら、日米間の今日の事態の中では一つの非常に大きな問題ではないかと考へますので、どう対処されるか、ひとつ率直に御返答願ひたいと思ひます。

○山上政府委員 館野さんの問題につきましては、米軍の飛行機が墜落したといふことのために一家の柱を失われたり、昭和三十九年以來いろいろ家庭的な困難も味わられた方でございます。これに対する措置といたしましては、いま先生がおっしゃいましたように、補償の問題につきましては一応解決いたしたといふことになつておるのでございますが、これらと関連いたしまして、当時の土地が飛行場に非常に近いといふことで、いわゆる安全措置事業として館野さんの御希望もあり、移転をするといふことで移転補償をいたした際にこの土地を別にどこかあつせんすることにいつて担当者がそのあつせんについて努力しましよといふ話もし、あるいはその候補地の一つとしてこんなところがあるといふことが県のほうから通知が行つたといふようないきさつになつておるようでございます。これにつきましては、過去におきまして施設といたしまして非常ににお気の毒な方でもございませうので、極力多方面に土地のあつせんをし、いろいろさがした結果、いまお話のありましたような土地について、一応候補地として国に折衝をいたしてきたのでございます。過去におきまして一度それは悪いといふ話もありましたが、再び話を返して、私が長官になりましてからも館野さん御自身からも話を伺つておりますので、再度これらについて何とか御要望に沿えるように、少なくとも前に売り渡した土地面積程度までは何とか確保できるようにしたいといふような考えのもとに折衝をされております。現在いろいろまた問題もあるようでございます。これらにつきましては、いま先生のお話のありましたように、御本人にとりまして非常ににお気の毒な事情もあり、いろいろ過去のその補償にからむ経緯もあるようでございますから、私どもといたしましてはできる限りこれはひとつ早目に解決するように努力いたしたいと存じます。どうしてもそこがだめだといふ場合のときには、他の土地をあっせんするといふことも一つの方法でございますし、何といたしまして、われ

われとしてはできるだけひとつ御要望に沿えるように努力いたしたい。特にまた大臣からもそういうお話もございませうので、そのつもりでおりますことをお返事申し上げておきます。

○門司委員 もう一つよく考へていただきたいと思ひますことは、この経緯の中で、実は現在の土地は一応本人が払い下げを申請いたしまして、そして施設局で直した、筆を入れたあとがありまして、筆を入れた、そうしてこういう形でないといふ払い下げはむずかしからうといふことで、本人に申請されております。ところがその書類は却下されておるのです。その辺の事情といふものはちつともわからぬのです。国があつせんをするといつて、こういうものを出さないといつて出させたところが、それは困るという事で、大蔵省のほうではその書類が却下されておるという事実があるのです。このようなことを考へてみると、何が何だかちつともわからない。最近では、さつき申し上げましたように、他の事業団体のほうから大蔵省の本省には、きのう調べてみますとまだ書類が届いてないようでありまして、横濱の施設部長あるいは施設部、そこには書類が提出されていることは事実であります。こうなつてまいりますと、館野君自身としては何が何だかわからぬ。全く国にだまされたやうで、再建しようとしてたら不適当だからといつて土地は米軍に取り上げられてしまふ、あとはあつせんするからといふことで、四年も五年もたつてもまだ目鼻がつかない。やつと何とかこころなからうと考へたところ、それもだめになつてしまふといふことになりまして、また新たに問題を起こして、またこのくらいの時間がかかると大体いつごろになるか、まごまごして七〇年代も終わりにならないと解決がつかないのじゃないか。これでは本人にとつてはどうにもなりません。したがって、大臣からのおことはございませうので、ひとつその点を十分御了承願つて、そしてできるだけ早く解決をするように、私はここでいつ幾日というわけにはまいらぬと思ひますが、努力をしていただき

たいといふことを強く要望しておきます。

それからもう一つだけついでに聞いておきたいと思ひますことは、最近米軍の多少の引き揚げがございまして、そうしてわりあいに基地の解除が行なわれているような傾向が見えます。これはあなたの所管じゃない、ほんとうは防衛庁長官に聞くことが一番いいと思ひます。先ほどちょっと大臣にお伺ひしたのでありますが、そのあとにすぐ自衛隊が入つてきて、地元民としては長い間占領されたままで困つておつて、やれやれ解除されるかと思つた間に、自衛隊が入つてきて、そのまゝ継続されてまた使われるといふことで、地元民の失望はかなり大きいのであります。この問題に対しては、これも施設の当面の一つの仕事であります。しかし、自衛隊自体の責任者としては長官であります。施設の長官が責任を負うことはどうかと思ひますけれども、事務当局としてはあなたのほうが大體折衝されることになつております。一つの窓口でありますから、一応お伺ひをしておきたいと思ひますが、これらの問題に対してどう考へておるか。地元としてはほんとうに迷惑なんです。米軍が長い間占領しておつて、地元は非常に窮屈な、土地の発展にもかなりの障害があつたことをがまんしてきて、解除されるかなと考へておるといつの間にかそこが、あとは自衛隊が使うのでございませうといふことで占領される。占領といふことばはどうかと思ひますが、使用されてしまふ。これに対して、立場上、的確な御答弁を要求することは無理だと思ひますけれども、窓口としての御意見をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○山上政府委員 まさに私が的確にお答へする立場でないかもしれませんが、あるいは大蔵省のほうから返還後の施設の決定といふことは、国有財産については必ずしも私どもが権限を持つておるわけではございませうが、いままでやってきた私の気持ちとしては、国有地でありまして、返還後の処理といふことにつきましては、地元の方々の御利便といふことも十分考へし

て、そういうほうに向けるような配慮をいたしておるつもりでございます。ただ防衛庁としても必要だという土地については、これまた防衛からの要請もございまして、それらの間は調整をはかってまいっておるということであらうと思ひます。いままで安保協議委員会が約五十の施設が返還、使用転換あるいは移転等が協議せられました後におきまして、合同委員会という返還等が協議決定をいたしましたものが現在まで二十八ございまして、そのうち現実に返還になってまいりましたのは二十六でございます。それらのうちで自衛隊に行つたものがたいへん多いというおしかりをときどき受けるのでございまして、実際はこれらのうち五つの施設はもと自衛隊の施設で、たとえば日出生台の演習場というふうなものについては、それが返つてきますと当然自衛隊が演習場——それを米軍に使つていたものが返つてきたという事で自衛隊が使つてゐるものが五つございまして、これが全体の六千万平方メートルのうち五千六百万平方メートルということで、数量的に非常に多いわけですね。残りが二十幾つありますが、そのうち自衛隊のほうに変えたものは五つだけでございまして、その他は一般の使用のほうに持つていくというふうなことで計画が進められておるようでございます。必ずしも自衛隊ばかりに持つていくというものは現実ではございせんが、そういうものもときに出でまいります。これらにつきましては、私が最初に申し上げましたような方針で今後とも臨んでまいりたいというふうに考えておるような次第でございます。

○門司委員 いまのせつかくの御答弁ですけれども、私も少し言い方が足りなかつたけれども、米軍が使つてゐるうちに自衛隊がいつの間にか入つてゐる。これは事実なんです。いよいよ大蔵省に一本返還されて、それからさらにどうするといふことはあまりやらないと思ひますが、あなたのほうの關係に、いつの間にか自衛隊さんがちゃんと入つておつて、そうして解除になるとそのときはもうすでに既成の事実として自衛隊がいるとい

うケースがかなりあるんですよ。いままでにかなりそういうもので基地の処理をされてゐるほうが多いんですね。そういう面もさつき言ひましたように、あなたのところは窓口であつて、あなたが当面の責任者じゃありませんから、あなたを責めるわけにはまいりませんが、あなたのほうの窓口である以上は、やはりお考えを願つて、ひとつ地元と連絡をして、地元の了解を得てもらひませんか、地元としては、解除になるのだということになれば、自衛隊の入れぬように、よそに持つていかれないように、かなり大きな費用を使つて陳情運動でもしなければならぬことを聞いてもらへないということ、実際にたいへん困つた一つの要件なんです。そういうことのないように、ひとつ取り計らいをお願いしたいことをお願いいたしておきます。

どうも途中からでありますので、私はこの辺できよの質問を終わります。どうぞ考えておいてもらひたいと思ひます。

○天野委員長 運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。本原委員。

○本原委員 設置法に關しまして少しお尋ねをいたしたいと思ひます。

大臣も過般はいろいろ御苦勞までございまして、あまり時間をとらせませんので、簡潔にひとつお願いいたしたいと思ひます。

今度の設置法が出てゐるわけですけれども、運輸省の機構が、私どもから見ますと、何かどうも少し片寄つてゐるのではないか、こういう感じがするわけですね。海、陸、空とあるわけですけれども、海のほうにはそれぞれ各局、乱立してゐるわけじゃないでしようけれども、海上保安庁まで入れますと、五本の指で数えるほどある。ところが陸のほうは、御案内のとおり、自動車局とかい

うようなことですね。空は御検討なさつていらつしやいますけれども航空局一本だ。これは何か理由があるわけでございますか。整理の方向といひますか、改編の方向といひものは何か考える時期に來てゐるのじゃないでしようか、どうでしようか。

○橋本國務大臣 おっしゃる通りに、私も運輸省に参つてみますと、陸海空——陸海空だけではなくて、海の中から土地の下のほうまで、地震までやるわけですね。たいへん広範に仕事があつておるわけですね。私も、船舶局、海運局あるいは港務局といふものが何かどこかでひとつ共通点があつて、これを整理することはできないものだらうかというところでいろいろ検討してみましたが、やはりなかなか事情があるんですね。船舶局は御承知のように船をつくるほうだということですね。それから海運局のほうには船を動かすほうになつてゐる。船舶局といふのは労使の勞のほうになつてゐる。港務のほうも御承知のように違つてゐる。やはり共通点はないことはあきらめなければならぬ、これを一緒にするといふことはなかなかむずかしいような点があります。ただ問題は、その一部を、将来やはり行政機構がむやみに大きくなることは好ましくないことですから、思い切つて民間に移譲してしまふ。そういうことが可能になつたときには、これは考える余地があるのではないかと。たとえば政策的及び監督的なものを役所といふところは原則としてやる。そして実質的には仕事は民間にやらせる、こういうことが、行政全体の考え方が変わつてくればこれは抜本的改正の余地がありますが、まだそこまで實際行政機構は考えざるを得ない問題であらうと思ひます。

○本原委員 私も別にこの問題で深入りしようとは思ひませんけれども、どうもやはり見ておりました感じが強い。逆に交通の事情も、時代によりまして、それぞれ変わつてきてゐるわけでありまして、やはり時代に即した行政需要に對應していくような措置といふものは當然考へてしかるべきじゃないか、こういう感じがするわけでありまして。と申しますのは、他の面で私もが接触をしますと、これは例の総定員法のときにもいろいろと申し上げたことがあるのですけれども、一番國民と接触する分野の人手不足ですね。これは一例をあげますと、たとえば陸運局はたいへんな仕事を持つておりまして、私もたまに東京の陸運局に参ります。これは役所ですからそれぞれ許可認可事項を持つておられます、権限といふものを背景にした仕事をしておるわけですが、これが民間の人手をかりてやつておる。しかも關係のある業者の団体といひますか、そういう人たちの手をかりてやつてゐる。私もどうも考へても姿が正るわけですが、これはどうも考へても姿が正るわけじゃない。だからもうさまたちうわさを私ども聞くわけですね。これは何とかしなくてはならぬと思ふのですが、そこからやはりいろいろの問題が出てくると私は思ふのです。この辺の人員の配置、いろいろの問題があると思ふのですが、目に余るものがあるのですが、どうですか。

○橋本國務大臣 行政全体としますと、やはりいろいろでございと思ひます。むしろ運輸省自体だけからいいますと、御承知のように、運輸省の仕事は、たとえば鉄道、自動車、航空、海運、港務、いずれも成長行政なんです。したがつて、一律に五割というのには非常に痛いわけですね。しかし、なかなか、御承知のように今度の減産をやるにいたしまして、實際にはある地域に對してはパーセンテージを低くするとか、ある地域に對してはパーセンテージを多くするといふことのはが實際に即しておるのですが、なかなかそれはできないといふことで、大体同じような率でやつておるようですね。それと同じように、各局ごとに大体の定員の削減を行なつて、その中でやりくりをする、実はそうなりますと無理があると思ふのです。自動車などの激増に對して定員増が行なわれない。しかし、私はもの考へ方として、はたして行政事務が多くなるからそれをそのまま定員増に持つていくというよりは、できるだけ民間に移すべきものは移す。車検のようなもの

になります。だいたい民間に移してやるようでありますが、指定工場を含みまして、こういう技術基準を定められて、それに従ってやる事ができるもの、そういうものはやはりできるだけ民間に移したほうがいいと思う。それから登録関係にいたしまして、手続を非常に簡便にして、登録それ自体はやはり非常に重要な基本的なものでありますから、これを直ちに全部民間に移すという事は困難でありまして、手続はなるべく簡便にするという事によって、そして少ない人間で多くのものをこなすことができる、こういうことをもつと積極的に考える。ただ御承知のように、登録関係では電算機を入れまして、膨大なものをできるだけ早く抽出するという方法をとりつつありますので、これらができれば、人間の数を無理にふやさなくても相当機械にこれを肩がわりさせることができる。しかしまあおっしゃったように、足らぬために民間人を使っておるという点は、これは好ましくないことであるから、これはできるだけ避けたい。それにはひとつ行政事務で移せるものは思い切って移すという勇敢な態度をとらぬと簡素化ができない、かように考えております。

○木原委員 一般論としては確かに申しさる通りだと思ひます。しかし、それにしまして、たとえば車検の問題が出ましたけれども、自動車時代で民間に委託をしてやっておる面があるわけですから、これもやはり早急に何とかしなくてはやはり汚職まがいなことも出るようになるわけですね。ですから、これはひとつ大臣のおっしゃったような線でぜひ改善の方途を講じてもらいたいと思ひます。

それから、あわせて、御承知のように、物価安定会議あるいは行管方面から、自動車営業の免許といふことも、そういうことについて、台数等については制限をはずしてしまえ——これは物価安定会議のほうはその立場からの提言だと思ひます。それから行管のほうはまた似たようなことでものを言っているらしい委員の方もいる、こういうことになってくるわけですが、この辺に

ついては何か御見解がござりますか。

○橋本国務大臣 これは私は大いに意見があるのですよ。皆さんにお聞き願ひたいと思ひます。が、これはただ自説を述べて申しわけないと思ひますが、これは物価安定政策会議総合部会がこういうことを言っているのですよ。「すでに事業免許制、台数規制については、昭和三十八年八月行政管理局より廃止の方向で根本的に検討すべき旨勧告されており、今後は、台数規制は原則的に廃止するとともに、事業免許の付与に当たつても、明確な基準の下に一定の欠格事項に該当する者以外は、新規参入を認める方向で、競争原理を積極的に導入することが望ましい。これは木原さん、どうですか、木原さんとすればこれがやれると思ひますか。ほんとうに利用なさつておる方、あるいはタクシー業務を幾らかでも知つていらつしやる方、このとおりやつたらタクシー業界はどうなりますか。台数規制は原則的に廃止しろというんですね。かつてなことだけでしょう。現在東京だけで約四千台から五千台の車が運転者がいなくてあつてゐるのですよ。その上に規制を解除してやつて、タクシーがふえるのですか。これはどうなんですか、皆さん。こういうことをやられるのは、私は迷惑なんです、国民だけはよくわからぬから。それから「事業免許の付与に当たつても、明確な基準の下に一定の欠格事項に該当する者以外は、黙つて認める、いま東京都内でどれくらい事業会社が売りに出ていますか、大体御承知でしょう。おそろく三十社に余るものが売りに出てゐる。だが、こんなものを希望しますか。この問題、東京のことをいっているのではありません、原則は、いなかのほうは別ですがね。いわゆるタクシーは足でもって、大都会においてはこれは日常生活だ。根本を採らないでこういうことをいわれたら、役所としては迷惑千万なんです。

それからもう一つおかしなことは、「その際、安全の保全とサービスの確保」安全の保全をどうするのです。むちゃくちゃにもしタクシーがふえたとすると、監督権を強化する、運輸行政の強化を

はかる、そうして安全の保全をしる、それからもつとありますね。「交通警察行政の強化、労働時間の規制、過当な歩合制給与体系の廃止、もつともなことだけれども、しかしながら交通警察行政を強化して、そこでこれら一般、たくさんあらわれたものをつかまえるというのですか。これはどういふことになるのです。提案した人に聞きたいのです。それから「労働時間の規制」むちゃくちゃにできたものをどういふふうに取り締まるのです。事業免許制があればこそ、これはある程度介入権があるわけですね。それを一定条件の欠格事項に該当する者以外はほとんど認めない。過当な歩合制給与体系を廃止しろ。収入があつてこういうことが言えるのでしょうか。収入がないからできないんじゃないですか。その上今度はタクシー料金は上げちゃいかぬ。上げるとばくちを言つていふわけじゃないが、こういう實際を知らない議論をされては国民は迷惑する、われわれ運輸者としては、実際はいま申しましたようにわずか三万五、六千台。いま事業者がやつておるタクシーは大体三万五千ぐらいでしよう。そのうちに四千五百台も運転者がいなくてやれない車がある、こういうことを言っているのです。無制限にこれをやつたら、しかもこれは最近にこんなことを言つたのでしよう。いつでしかな、四十五年四月六日。こういう実情を調べないでこういうことを言われたのでは、国民は迷惑する。われわれのほうも迷惑する。皆さんからなぜやらぬかといわれるから。問題はそうじゃなくて、タクシー事業というものがはたして適正か、産業として成り立つかどうか私は心配してゐる。たとえば一坪百万円とか百五十万円とかいふ、市内地であれば、そういう土地を買つて駐車場をつくる、事務所をつくるというふうなことは可能ですか、いまのような収入で。これはできないからみんなやめるのですよ。東京では申請だってほとんどありません。こういう実情を無視してこういう議論をやられても決してタクシー界の改善にはなりません。われわれはもちろん希望があれば当然このようなことをや

ております。車を申請してくればほとんど許可します。それは申請してくる以上はやれるという自信があるから、ばくち原則として許してやる、その結果赤字になるのが、黒字になるのが、それは企業体の責任で行なうのだからそのとおりにしてやれ、こう言うのですが、関係者皆さん、幾らかタクシー事業を御存じの方は、東京で三十台や五十台のタクシーをやることはかえつて不経済である、やはり三百台とか五百台とかいふことにならなければ、現在土地の価格、建築その他管理費の増大、こういう面から見ても不可能だ、三十台や五十台では、これは幾らかでも——常識です。そういうことを無視してこういうことをいわれても、しょうがない。しからばこれをやらなくていいかといへば、これはやらざるを得ませんから、ある意味においてはできるだけ会社の経営に對して近代化をはかる、あるいはまた個人タクシー等についてはできるだけこれを認めて、そして足をふやす。そのために皆さんに對して今度の国会におきまして、タクシーの近代化臨時措置法といひますか、そういう法律を出しまして、できるだけ国もこれに對して協力をしてやる。けれども、これも、国が五億も十億も金を出さないうのですけれども、わずか三千万から二千万出して、そしてあとは業者から五億だ十億だと取つていってできるかどうか。そんなことを言つたら失礼になつてしまふから申しわけないのですが、これが実情である。しかしながら、そう言つたのは始まりませんから、私は業者その他を大いに激励し、そしてまた事業についてはわれわれもできるだけの協力をしてやる、こういう形で市民の足を確保していきたい、かように考えております。

○木原委員 どうも内閣委員会のそこにお立ちになりますと、きのうの総理といい、きょうの橋本さんといひ、たいへんどうも鼻息が荒くなりまして、なんだか主客転倒したやうですが、しかし御意見はよくわかりました。物価安定会議のほうも、しろうとはしろうとなりいろいろいふ考え

そうし、いやしくも危険と考えられる個所に對しては思ひ切った補強工事を行なえ、こういうことで船によつては七、八千万円あるいは何千万というような金をかけて補強させておるような次第であります。

○木原委員　私は人手の足りないというのはいろいろ見たり、聞いたりしてきたわけですが、けれども、おっしゃるように、安全を確保するということが前提になりますと、確かに私もしるうとでよくわかりませんけれども、従来の基準というものも、おっしゃるように過去のいろいろな経験や學識を積み上げたものだと思いますけれども、現実にああいふことが起こつてみますと、きちんとした基準をおつくりになることは、基本的に私どもは賛成ができるように思います。ただ、安全の問題で私も氣になりますのは、海が近いですから、たとえば東京灣あるいは瀬戸内海を大きな船が、走っているわけです。島かと思つて寄つてみると動いている。これが一つ事故を起こすことを思ひますと、背筋が寒くなるような感じがするわけですから。しかも、だんだん大きくなつていっております。しかも、御案内のとおり、海もまた交通が激しくなつておりまして、船は当然いろいろな規制があると思うのですが、しかし、それにしても一定の東トン數以上の大型タンカーは、たとえば特定の東東京灣あるいは瀬戸内海のある部分はやはり入港制限をするとか、航行に規制を加えるとか、事故も外海ならばまだ救いようがあると思うのですが、ああいうところでやられますと、これはちょっとはかりたい大事故が起きるような感じがいたします。ほかの人たちに聞きますとも、そういう危険性を感ずるという人も多いわけです。関係者に聞きますとも、やはり不測の事故ということをきわめておそれる、こういうことなんですが、そういう制限がかりにできるかというようなことは、どうなんぞございませうか。もつと目につくところはほかにもあるでせうけれども、近いところでは東京灣、それから瀬戸内海の一部ですね。しかも島陰をかなり早いスピードの近代的な

船、大型の船が走っていると、私もがたまたま瀬戸内海などを昼間通つてみましたが、昨年でしたかこの委員会での視察に参りましたときも、少し沖合に出て驚いたわけです。何回も大きなやつが、島かと思つてみると、つながつて動いている。そこに自衛隊の船も参りますし、それから何か小さなスピードの早い船が縦横に動いている。こういう姿を見るにつけても、何かやはりこれも事故が起つてからではしょうがないわけですから、危険とみなされる海域等についてはやはりそれだけの入港禁止を含めた措置がとれるものか、とれないものか、御意見を承りたいと思つたのです。

○橋本國務大臣 全く同感です。たいへんなことが起る心配があります。東京湾及び瀬戸内海です。おそろく二十万トンのタンカーが沈没したら、これは東京湾などとはいへんことになる。それがために一つは海上交通法というのをやりたい、こう思つてはいるのですが、なかなか与党の間でも問題がある。社会党さんのほうは絶対反対というわけで、これがほんとうは一つの規制する方針なんですが、しかしこれはなかなか実現が、漁民といふかそういうような関係や何やらで、漁船との関係で非常にむづかしい。しかしこれも思えば、ほんとうは補償で片がつくものならば、関係業界でも、われわれも補償については協力しよう、政府がインシテプをとつてやってくれというんですが、これは本原さんと海上交通法についてやるというたいへんな問題になる、むづかしいことになると思ふんですが、ね。しかし、これはやはり何とか考へてやらないければならぬ、何とか説得をしてやらないければならぬ、これが一つですね。

もう一つは、おっしゃる通りに、十万吨以上の船はやはり私が入港を制限しなくてはいかぬのじゃないだろうか。浦賀水道なども十万吨でもなかなかいまの数の上からいつて危険がある。神経をすり減らすようなぐあいにある中に入つてくる状態なんです。私も、港務局、海運局

の諸君に、何か入港の制限の方法を考へてはどうか、ところがまたこれは沿岸の関係者から見れば、やはりそこまで来たほうが便利なのですから、だんだん港を大きくしたい、東京湾の中でも東京湾開発計画なんつてのがありまして、千葉県あたりでも十万吨、二十万トンの船をつけようという計画をしているわけですね。これはひとつそういう総合的な見地からお互いに譲るべきものは譲らないと、たいへんなことになる。そのかわり浦賀沖のほう、すなわち東京湾沖にシーバースのようなものをつくつて、そこからパイプ輸送をするということ、この三つを考へないと、東京湾の開発開発といひまして非常に大きな船が入つてきたら、たいへんなことになるわけですから、こういう総合的な勘案によつて、おっしゃる通りにやらなければならぬことが出来る。しかし間に合わない点もありますから、海上保安庁のほうで、あるいは化学消防船とかそういうものを十分に整備して、万が一起きたときにはこれを小範囲にとどめる、こういうふうな現在はいろいろとやつてはいるわけでありまして。

○木原委員 これは大臣もよくおわかりだと思います。海上交通法の問題は、別の小さな問題もあるというふうに私も聞いておりますけれども、御承知のように、たとえば東京湾の市原石油会社の技師の人たちに聞いてみますと、小さなタンカーでもあの辺で何か事故を起して一ぱい油びたしになり、かりにそれに火がついたら、これは連鎖反応を起して、どうにもならぬだらうというわけですね。われわれは適切にそれに措置をする技術を持っています、こう言つておるような始末ですね。しかも岸壁に着くのはいまだところ小さい船ですけれども、沖合にはかなり大きな船が入つてきておりますし、そういうことがあつたわけですね。石油は御案内のように日常ふだんに大量に消費をされて、あるいは加工その他に使われておるという状況があるために、せめて海の上だけでも油に關してはだいたいじょうぶだ、こういう措置を何か一つ考へていただきたい、こう

思ひます。

それから、話がいろいろで恐縮でございますけれども、今度は陸のほうにまいりまして、大臣よく御案内のとおり、バスの問題、これは例の過疎のほうのバスの対策ですね。これはどの県もそうだらうと思ひますけれども、われわれの県でも過疎と過密が共存しているような県ですから、片方からは過疎の問題で何か問題を言つてくる。しかし、千葉県あたりはそれほどいたしたことはないと思ひますが、やはり深刻な問題だと思ひます。それから、あわせて過密のところもまたどうにもなりません。これは道路の渋滞あるいは増発、増便をしようと思つても人手が不足だ、こういうことは重々よくわかるわけです。しかし、過密のところだと、それにもかかわらずバス会社もだんだん整理統合されて、独占の弊害もやはり見ておりますと思ふのです。一番大事な時間帯に、幾ら人手が足りないかわかりませんが、けれども全然利用者のほうに向いていない、会社の都合だけでどうにもしようがないのです。これでやられたのでは、過密地帯におる者にとりましては、せつなく移り住んだ方がいいけれども、陸の孤島になつてしまふ、こういうのが実は相次いでいるわけです。ですから、過密のところの問題については、一定の路線を確保するために、人手不足あるいは道路の渋滞という基本的な問題がありまして、しかし、それにしても増便の方法を何かやはり政府としても行政指導その他の形で考へていただかないと、どうも投げやりなところが多々あるのです。それは、一つには独占の弊害が片方では出てきているのではないかと。そうかといつて、あの辺の市営のバスを走らせるわけにはいかないというふうな案があるわけですし、ひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○橋本國務大臣 お客さんが一ぱいあるにかかわらず、独占事業では許さないという方針はないわけでありまして、もし、さようなところがありますれば、そういう過密地帯ですから、申請者があればいつでも許可いたします。ただ問題は、

それならばなぜ申請者が出てこないかといふと、御承知のように最近非常に人間の動き方の状態がかわつてきたのです。いわゆる工場あるいは会社といふ場所、そういう方面に働く人間は非常に増加してきている。ところが、一般の自分の家の中におつてやる仕事はだんだんと減つてきておる。かようなことでラッシュアワーといふのが、午前七時から九時までの二時間といふものは、おそろく過密のところにおいては、列車でいいますと二〇〇から二五〇、二六〇という倍以上を通勤列車は運んでおるのです。バスの場合はおそろく一五〇くらいになつておるのではないですか。ところが、それ以外の九時から午後の三時とか四時までの間は、従来は六〇〇くらいに人間が動いておつたものが三〇〇くらいに減つてしまふ。ところが、御承知のようにいまの勤務制度は、乗車勤務時間が八時間ではなくて、会社に行つて終わるまでが八時間、そうすると、いまから二十年前なり十年前の状態とは、この間に運ぶ人間の数から計算しますと、運転手一人当たりの運ぶ数量といふものは逆に減るわけですね。そういうような状態からして、なかなかバス事業も引き合はないといふことのために、なるほど朝夕のラッシュ時には一五〇〇のお客があつても、その大部分の時間が三〇〇前後、これでは計算上合わないといふことから、やはりバス事業に対して魅力がなくなつてきた。ですから、過密の地帯におきまして新しくバス事業をやるうなどという、定期便事業をやるうなどという人はほとんどあらわれてこない。これが一つ、それをどうすべきかというお話でしょう。過疎地帯においても同様でありまして、今日必ずしも過疎地帯の人口は減つておるのではないのです。千葉県のときはこの数年間でも人口は五、六十万ふえておるわけでしょう。ですから、過疎地帯において人口が減つたのではなくて、今度は過疎地帯において逆にいつても乗れるような自動車をもつた人を持つたわけですね。しかし、通勤時間といふものはそれで通うわけではありせんから、通勤時間は適当

な人が乗ります。一日二十四時間のうち、わずか四時間だけは一〇〇なり一〇〇なり八〇〇の充足率がありますけれども、その他の時間になりますと二〇〇%もない。こうなりますと、いわゆる平均収入になりませんから、そこで過疎地帯ではとうていバスがやれない。こういうことから、最近あるいは休止する、あるいは廃止するというような申請が多くなつてまいっております。

そこで、そういう実態からして、本年度の予算におきまして、御承知のように法律もできまして、過疎地帯振興特別法といいますが、そういう法律の中に、やはり過疎地帯におけるところの事業に対しては車両の補助金を出す、本年度は助成金を出す、こういうことで何とか補いをつけようとしておりますが、何もかもやる費用として百三十億ではどうにもならないですね。これはやはりもっと思い切つて出さなければいけません。大蔵官、なかなかさいふのひもが固いものですから、われわれ要求してもそのとおりまいりませんけれども、もう一つ、やはりいま申しましたように社会の変遷といひますか、こういう変遷に対して政治が考え方を思い切つて変えなければいけません。大蔵官、やはり国民ひとしく、山間においても農村においても、豊かなる生活をする権利がある、また憲法ではこれを保障しておる。こういう点から考えるならば、さうなところに対しては、やはり国が思い切つた助成政策、そういうことをやる、こういうような道を積極的に考えまないと、過疎地帯の対策も生まれてこない。ことに交通というものが人間を平均的に移動せしめる大きな役割をしておるのですから、そういう事業に対しては国の助成といひますか、協力というものを思い切つてやる必要がある。もういわれる従来のものの考え方を変えなければならぬ、社会状態が変わつてきたのですから。そういう予算的といひますか、そういうような考え方を保持していかなければならぬといふことを私自身考えておりますし、政府もまたそういう方針を徐々に考えつつあるといふところでございます。木原さんのせつかつく御質問

に対して十分な答えでありませんが、その方向でわれわれはいきたい、かように考えておるわけでありませう。

○木原委員 これは私も同感でありまして、特に過疎地帯につきましても、私企業といへどもきわめて公共性の高いことですから、他の部分では公共性を強調しておりながら、やはり私企業ですから、どうしても採算に乗らなければ廃止というところになるのは当然のことです。しかし、それを確保していくのがある意味では国の責任という面もあると思ひます。

もう一つ、それにあわせて、先般のこの委員会住宅公団の総裁がおいでになりました。いろいろ論議があつたわけですが、その際、やはりこれはまた足の問題が出たわけですが、入居者あるいは関係の住民の人たちからは、御案内のとおり、何しろすく一、二万という大きな団地ができて、ところが、しばしば足は一向に向いてこない、こういうことが、間々でなくて、至るところにあるわけなんです。だから住宅をつくるほうは住宅のみだ、これはよくわかるわけですが、しかし、そのしわ寄せは鉄道にも来る、それからバスのほうにも来る、住民のほうにも来る、こういうことになつておるわけですね。最近も町田の市長がなかなか足を持ててこなければ公団住宅お断わりだ、こういうことなんです。これはそれそれ事情があるわけなんですけれども、ただ、国民の側から見ますと、国に総合性がなく、こういう批判があるわけですね。私も、大いに選挙のときにはそういうことを言うわけですが、しかし、実際にはこれは困るわけですね。たいへんなことなんです、やはり公団といへども、一カ所に一万、二万という人口が来るというものは、一つの町あるいは村ができるわけですね。そこで足の計画といふものがしばしばそこを来ましておる。これではせつかつく、国の政策といふものが半分しか生きないわけですね。その辺について、つまり総合的な立場で鉄道を敷くという市長の発言があつたのを新聞で見ましたけれども、鉄道を敷くまではなかなかたいへ

んだらうと思ひますが、せめてそういうところにはやはり人口にあふましいバスの問題を解決をしてやる。これはやはり政府間で、あるいは公団等の関係の中で、何か合理的な方向を見出していくような大きな計画があるときには、当然足の問題が一つ入つていく、こういうような形というものは、もう少し積極的にとれないものでしょうか。

○橋本國務大臣 おっしゃるとおりで、まことにこれは困つたことであり、またむづかしいことでもあるわけですね。たとえば、木原さんのところでもそうですが、おそらく現在千葉県下におけるベッドタウンとしての戸数は、まだ十万人にはなりません。七、八万くらいにはなつていゝと思ひます。その七、八万戸といふものは、一戸当たり一人が出てきたとしても七、八万人といふことです。これは最近は一つの大団地主義になつてきました。一つは教育機関の問題、あるいは緑地の問題等を含めまして、どうしても五百とか三百といふ団地よりは、二千五百とか五千とか一万のほうがいり効率的である、こういうことから、大団地主義、住宅公団なりあるいは県の公社にしても、そういう政策をとつておられます。それは当然だと思ひます。そうなりますと、今度はある一定時間、七時から九時まで、あるいは六時半から八時半まで、その七、八万の人がこつちへ移動するわけですね。これは道路では問題が解決つかないといふことですね。そこで千葉県の場合におきましては、御承知のように複々線を進めておる。今度成田空港ができますれば、そこには新幹線を持つていこう、こゝまで考えなければ、結局は解決がつかない。こういう意味で新幹線なり、あるいは私鉄にしても複々線なり国鉄も複々線といふことを計画し、目下実施を進めておるわけですね。その場合に、いわゆる通勤用の軌道は、民間と国鉄とを問はず、こういうものに對しては、やはり思い切つて国が助成しませんと、やれませぬね、とてもそれは引き合はれないですから、一日計算しても、わずか二時間、三時間しかない

のです。ですから、ある意味においては、そういう抜本的なものの考え方をしなければならぬ。政府の一人として申しわけないのですが、大蔵省当局が考えなければいけないですね。だから国鉄の場合でも、国鉄に対して鉄建公団というものがあつたのは、そこに安い金を入れて、そして国鉄に安いものを引き渡すということが原則でなければならぬ。ところが、利子のない金をやらなければならぬのに利子のつく金ばかり多くやりまして、なかなかそこまですべきでない。日本の経済がそこまですべきでないといふはそれまでのことですが、それでも、こゝまでとどんで伸びてきたのですから、将来の借金はそう心配をしないで、少し放漫政策になりますけれども、やはり鉄建公団に思い切つた無利子の金を入れなければ、どうして全体をカバーすることは困難です。あるいは私鉄の場合におきましても、やはり大都市の通勤圏に必要な軌道に対しては、思い切つて助成といひますか、ただ金を貸してやるのではなくて、金はいかぬ、こういうことで、私は四十五年度に初めて、地下鉄に対しては必要なる工事費の二分の一以上を国が持つ、こういう制度を明らかにしたのであります。そこから始めたのですが、将来はたとい地下鉄でなくとも、結局は大会社は地下鉄が入つてくることになりましようが、郊外におきましても、そういう制度を運用しなければいけません。そういうことによつて、やはり足の確保をはかる。そうすれば、一万戸の団地に国鉄あるいは私鉄が行けば、これはスムーズな人的交流ができる、私の基本的方針はその方針を進めてまいりたい、かように考えておるわけでありませう。

○木原委員 もう時間が過ぎましたので、これで終わりたいと思ひますが、確かに大臣のおっしゃる通りに、かなり思い切つたことをやりますと、御案内のとおり、自治体にしわ寄せが参ります。これはどうにもならぬ。ですから、これはおつ

しやるように、何か抜本的なといいますか、大臣のおっしゃったような構想を思い切って進めませんと、現実には足踏がでかき、こういう姿があるわけですから、これはひとつお願いをいたしておきたいと思ひます。

もう時間がございませんで、きょうは三里塚の問題はやめておこうと思ひますけれども、ただ一つ、パイプラインの問題はまだ解決してない。海岸から持つていくというのは、建設省のほうは、道路の下は大坂のガス事故等もありましたので、何かたいへん警戒さみだということ、また何か油の計画が非常におくれているというふうな話も聞くわけですが、これは局長、どうでしょう。

○手塚政府委員 東関東自動車道の下にパイプラインを張って、航空用の燃料を輸送するという計画、これは当初から持つておりましたし、現在もまたそれが一番能率的だと考えておるわけです。ただ地元住民の方々が非常に一般の自動車その他の交通との関係で、危険であるというふうな御意見をもちであるようであります。いままで土地買収等におきましては、実はあまり明確な計画を示しながらはやっていなかったわけですが、それが、現実にはこれを設置するという前提のもとに、道路の幅その他も計算をいたして土地買収も進めてまいっております。いろいろ今後PRその他は必要だと思ひますけれども、こういった計画は計画どおりに推進をいたしたい。またそういうふうにも可能であるかと考えております。

○木原委員 これは建設省の意見も聞いてみなければならぬわけですが、やはり安全性の問題その他というのは新しい問題として出ておまして、こういうことになりましたと、建設省のほうも、特に大阪の問題があつたものですから非常に慎重になりまして、何か新しい計画なりあるいは図面なりを示してもらわなければ、こういうふうな話が伝わっているのですが、そういうことはございませぬか。あなたのほうとしては既定方針どおりやりたい、しかし建設省のほうは必ずしもオーケーというわけではないのでしょうか。どうでしょう。

○手塚政府委員 ただいま具体的な技術的な打ち合わせはやつておりますけれども、これを抜本的に変更しなければならぬというほどの報告は受けておりませんので、既定の方針どおりいけるものと考えております。

○木原委員 御承知のように、あの周辺は逐次過密になっていく可能性があるわけですね。それから道路の下は、私もはしろうとすからよくわかりませんが、周辺といつてもこれは一時と違ひまして、さらにこれから過密になっていくことを予想しなければなりません。そうしますと、特に油ですから不測のことがないように——この委員会でも、あれはガスであつたわけですが、安全という問題については、これは何よりも金の問題ではなくて、安全が第一だ、こういう確認を委員会としても得ているわけなんです。ガスと油の違いはありますけれども、やはり特に航空燃料というふうなものは引火性の高いものだと考えられますから、これを通すためには、従来の計画等にこだわらないで、最善の道を選んでもらいたい、こういうふうな考えるわけです。その折衝はあなたの段階で始まっているわけでございますか。これは公団の仕事ですけれども……。

○手塚政府委員 これはすでに公団自体において建設省と、先ほど申しました具体的な技術的な検討、打ち合わせを進めております。おっしゃいますように、この油輸送については、安全上の問題というものは十分検討しなければいけない。いろいろ外国等でやはりこういうことをやっておりますので、そういう資料あるいは現在の実績等も検討いたしておまして、この計画の中に十分そういうことを盛り込んで、事故の発生というものは絶対防ぎたい、そういった上でのパイプ輸送、かように考えております。

○天野委員長 次回は、来たる二十七日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十九分散会